

第六十五回国会 大蔵委員会 議 録 第十八号

昭和四十六年三月十一日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 奥田 敬和君

理事 木部 佳昭君

理事 坂元 親男君

理事 登坂重次郎君

理事 中村 寅太郎君

理事 福田 繁芳君

理事 松本 十郎君

理事 吉田 重延君

理事 阿部 助哉君

理事 平林 剛君

理事 堀 昌雄君

理事 春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君

出席府政委員

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省主税局長 細見 卓君

大蔵省關稅局長 谷川 寛三君

大蔵省畜産局長 増田 久君

農林省畜産局長 荒勝 巖君

農林省蚕糸園芸局長 巖君

委員外の出席者

通商産業省 通商産業局長 栗原 昭平君

通商産業省 通商産業局長 栗原 昭平君

通商産業省 通商産業局長 栗原 昭平君

通商産業省 通商産業局長 栗原 昭平君

通商産業省 通商産業局長 栗原 昭平君

通商産業省 通商産業局長 栗原 昭平君

三月十日
自動車新税創設反対に關する請願(堀昌雄君紹介)
(第一九七八号)
中国に對する關稅差別的撤廃等に關する請願(松平君紹介)
(第一九七九号)
同(黒田壽男君紹介)(第一九八〇号)
同(阪上安太郎君紹介)(第一九八一号)
同(細谷治嘉君紹介)(第一九八二号)
同(安井吉典君紹介)(第一九八三号)
同外一件(柳田秀一君紹介)(第一九八四号)
同(山口鶴男君紹介)(第一九八五号)
同(横山利秋君紹介)(第一九八六号)
同(安宅常彦君紹介)(第一九八七号)
同(阿部昭吾君紹介)(第一九八八号)
同(阿部助哉君紹介)(第一九八九号)
同(阿部未喜男君紹介)(第二一九〇号)
同(赤松勇君紹介)(第二一九二号)
同(井岡大治君紹介)(第二一九三号)
同(井野正揮君紹介)(第二一九四号)
同(井上普方君紹介)(第二一九五号)
同(石川次夫君紹介)(第二一九六号)
同(石橋政嗣君紹介)(第二一九七号)
同(上原康助君紹介)(第二一九八号)
同(下部政巳君紹介)(第二一九九号)
同(江田三郎君紹介)(第二二〇〇号)
同(大出俊君紹介)(第二二〇一号)
同(大原亨君紹介)(第二二〇二号)
同(岡田利春君紹介)(第二二〇三号)
同(加藤清二君紹介)(第二二〇四号)
同(勝澤芳雄君紹介)(第二二〇五号)
同(勝間田清一君紹介)(第二二〇六号)
同(角屋堅次郎君紹介)(第二二〇七号)
同(金丸徳重君紹介)(第二二〇八号)
同(川崎寛治君紹介)(第二二〇九号)
同(川保健二郎君紹介)(第二二一〇号)

同(川村健義君紹介)(第二二一一号)
同(宋島喜兵衛君紹介)(第二二一二号)
同(宋原実君紹介)(第二二一三号)
同(北山愛郎君紹介)(第二二一四号)
同(久保三郎君紹介)(第二二一五号)
同(黒田壽男君紹介)(第二二一六号)
同(小林信一君紹介)(第二二一七号)
同(小林進君紹介)(第二二一八号)
同(後藤俊男君紹介)(第二二一九号)
同(河野密君紹介)(第二二二〇号)
同(佐々木三三君紹介)(第二二二一号)
同(佐藤鶴樹君紹介)(第二二二二号)
同(佐野憲治君紹介)(第二二二三号)
同(安藤正男君紹介)(第二二二四号)
同(飯上安太郎君紹介)(第二二二五号)
同(島本虎三君紹介)(第二二二六号)
同(下平正一君紹介)(第二二二七号)
同(田中武夫君紹介)(第二二二八号)
同(田中恒利君紹介)(第二二二九号)
同(田邊誠君紹介)(第二二三〇号)
同(高田富之助君紹介)(第二二三一号)
同(武部文君紹介)(第二二三二号)
同(橋本次郎君紹介)(第二二三三号)
同(千葉七郎君紹介)(第二二三四号)
同(近原弘市君紹介)(第二二三五号)
同(戸叶里子君紹介)(第二二三六号)
同(土井たか子君紹介)(第二二三七号)
同(堂森芳夫君紹介)(第二二三八号)
同(内藤良平君紹介)(第二二三九号)
同(中井徳次郎君紹介)(第二二四〇号)
同(中澤茂一君紹介)(第二二四一号)
同(中嶋英夫君紹介)(第二二四二号)
同(中谷鉄也君紹介)(第二二四三号)
同(中村重光君紹介)(第二二四四号)
同(橋崎弥之助君紹介)(第二二四五号)
同(成田知巳君紹介)(第二二四六号)
同(西宮弘君紹介)(第二二四七号)
同(芳賀貢君紹介)(第二二四八号)
同(長谷部七郎君紹介)(第二二四九号)
同(畑和君紹介)(第二二五〇号)
同(華山親義君紹介)(第二二五一号)
同(原茂君紹介)(第二二五二号)
同(日野吉夫君紹介)(第二二五三号)
同(平林剛君紹介)(第二二五四号)
同(広瀬秀吉君紹介)(第二二五五号)
同(藤田高敏君紹介)(第二二五六号)
同(古川喜一君紹介)(第二二五七号)
同(細谷治嘉君紹介)(第二二五八号)
同(堀昌雄君紹介)(第二二五九号)
同(松浦利尚君紹介)(第二二六〇号)
同(松沢俊昭君紹介)(第二二六一号)
同(松平忠久君紹介)(第二二六二号)
同(松本七郎君紹介)(第二二六三号)
同(三木喜夫君紹介)(第二二六四号)
同(三宅正一君紹介)(第二二六五号)
同(美濃政市君紹介)(第二二六六号)
同(八百板正君紹介)(第二二六七号)
同(八木昇君紹介)(第二二六八号)
同(安井吉典君紹介)(第二二六九号)
同(柳田秀一君紹介)(第二二七〇号)
同(山口鶴男君紹介)(第二二七一号)
同(山中吾郎君紹介)(第二二七二号)
同(山本幸一君紹介)(第二二七三号)
同(山本政弘君紹介)(第二二七四号)
同(山本弥之助君紹介)(第二二七五号)
同(横路孝弘君紹介)(第二二七六号)
同(横山利秋君紹介)(第二二七七号)
同(米田東吾君紹介)(第二二七八号)
個人企業の税制改正に關する請願(堀岡兵輔君紹介)(第一九八七号)
同外一件(小坂徳三郎君紹介)(第一九八八号)
同外一件(藤井勝志君紹介)(第一九八九号)

同外一件(堀田政孝君紹介)(第一九九〇号)
同(龜山孝一君紹介)(第二二七九号)
同(永山忠則君紹介)(第二二八〇号)
同(橋本龍太郎君紹介)(第二二八二号)
同(松浦周太郎君紹介)(第二二八二二号)
映画等の入場税減免に関する諸願(中島源太郎君紹介)(第二二七二二号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

關稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五五号)
所得稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五五号)
法人稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六六号)
租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六一号)

○毛利委員長 これより會議を開きます。

關稅定率法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。堀田君。

○堀田委員 まず最初に、いま沖繩で非常に重要な問題になっております沖繩における關稅の取り扱いについて、少しお伺いをいたしたいと思ひます。この問題は、大臣も御承知のように、これまで關稅がしかれていなかったのが新たに日本に復帰をいたしますために、本来ならば、復帰と同時に日本の關稅が適用されるということになるのが当然だと思ひますけれども、実は關稅がなくて一種の消費稅だけで県民が暮らしてありますところへ、突然にも關稅が日本並みに行なわれるということになりますならば、これはやはり沖繩県民の日常生活にも、沖繩の經濟活動の上にも大きな影響が生じることとはもう自明の理でございます。

そこで、この問題で二、三お伺いをしたいのでありますが、まず第一点は、沖繩が日本に復帰を

するといふ以上は、日本のこれまでの国内と本来同様の取り扱いをするということが原則だと私は思ひますが、その点については大臣いかがでございますでしょうか。

○福田國務大臣 そのとおりと存じます。つまり本土の關稅料率も沖繩にも及ぶということになる。これが原則である、かように考えます。

○堀田委員 そうなりますと、考え方としては、沖繩と日本の間に關稅が残るなどということにはなり得ない。要するに沖繩の側はこれまでどおり關稅がないという形にしておいて、沖繩から日本に來るもの、国内から沖繩に行くもの、この間に關稅を設けるなどということはない、こう考えますが、その点をひとつ確認をいたしたい。

○福田國務大臣 そのとおりと考えます。

○堀田委員 そうなりますと、これはやはり最初の原則に戻るわけでありますが、同一の關稅を施行するといふのがたてまえとしては当然となるわけでありますが、しかし、現在沖繩の県民の皆さんが沖繩で生産される生活必需物資もございましてけれども、その生活必需物資の中で、輸入にたよっておるものも相當数あるわけでございます。まずその一つの象徴的なものは、これは牛肉だろと思うのであります。そこで、この牛肉について、農林省きようは来ておりませんからあれですが、私のほうからちよつと申し上げますけれども、牛肉は、一九六九年には約三百万ドル一年間に輸入をいたしております。日本からも一万一千七百四十ドルという輸入があるようでございますが、まさに外国からの牛肉の輸入の比率は九・六％に達してある、こういうのがいま沖繩の一九六九年の実情だと思ひます。その際に、牛肉につきましては日本の關稅はたしか二五％です。そうして、いま沖繩では五％の消費稅がかかつておる。こうなりますので相當な——実は五％の消費稅はなくなりましてしょうが、關稅を本土並みにすれば二五％關稅がかかる、実はこういうことになってくるわけでありまして、片方、いまの沖繩の牛肉の價格の問題でありますけれども、東京で

は、大体この例示をしたものは六ドル六十七セントになっておりますが、沖繩では二ドル四十二セントという價格で実は取引されておる。近い鹿児島でも五ドル三十六セント、こうなっております。東京はいまの沖繩県民が食べております牛肉の大体二・七五倍、それから鹿児島で二・二一倍、国内のほうが高い、こういうことになっておるわけでありまして、ところが、もしこの關稅をまともにしますとすれば、これだけで大体二〇％開きがでるというわけでありまして、そういう面で見ましても、いま牛肉のようなもの一つを例にとりましても、いきなりまともに關稅をかけたれば、沖繩の県民は年間大体いま三百万ドル、十億ドル輸入しておるわけでありまして、これが二〇％の値上がりをする。その負担をもちに県民が受ける、こういうことになると思ひます。これは単に牛肉だけでなく、マーガリンその他についても、相當な値開きがみえます。

そこで、まず順序を逆にして少しお伺いしたいのは、沖繩復帰對策要綱の第一次草案の中で、觀光物資の取り扱いについての關稅の問題が出されておると思ひます。これの取り扱いについてはどういうふうになっておるのか、これからどういうふうにしていくのか、局長でけっこうですから、答えていただきたいと思います。

○谷川政府委員 いまお話しのように、第一次復帰要綱で書いてありますが、觀光對策といたしまして、これはいまと同じように、復帰いたしまして、たとえばジョーニウオーカーとか外国製の時計を本土からの旅行者が安く手に入れることができるように、一応店では高いところで買っていていただきまして、一定の証明書をとりまして、飛行場を出ますときに、そこにあります銀行でフェーパーを払い戻すという例外の制度をいま研究しております。ただ、すべての品目ににつきましてやることは事務的になかなかできませんので、一定の價格がはつきりしたものの、ウイスキーとか洋酒とか、いまの時計とか、そういう品目は特定した

いと思っておりますので、その範圍等は研究しております。

○堀田委員 大臣、いまお聞きのように、事務當局としては一応この第一次要綱に基づいて、いまの觀光物資についての戻し税といひますか、私どもフランスで買ひものをした場合に行なわれておる制度と非常に共通したような制度をとるようでありまして、觀光物資といふのは、これは特定の觀光物資——この人たちに對するフェーパーでございますから、もし觀光物資にそういうフェーパーが与えられとすれば、私は、当然生活必需物資に對してはやはり何らかの配慮をするのが相當である。やはり關稅を国内並に適用することによって二〇％も、あるいはもっと値上がりがかかるようなことは、これは沖繩県民が本土に復帰したからといって所得が直ちにふえるわけではございませんし、そういう復帰の形の中では、本土の物価上昇といふものをもちに沖繩県民も受けることになつてくるのは明らかでありますので、そこらの問題についてはやはり、特に生活必需物資等については關稅上の對策も必要ではないか、こう考えるわけでありまして、大臣いかがでございますでしょうか。

○福田國務大臣 非常にむづかしい問題が伏在しておるわけでありまして、つまり沖繩が本土と一体化する、その結果、沖繩の經濟が全体としてどうなるかといふことを把握しなければならぬと思つておるのです。つまり、賃金水準は一体どうなるのだろうか。またアメリカの、わが国の三倍以上高い勞賃を使って生産された品物がずいぶん入つてきたわけですから、その沖繩の對米輸入、これがどういうふうに変つていくのだろうか。おそらく本土の、三分の一の勞賃を使った品物が入ってくる、こういうことになるだろうと思ひます。そうすると、沖繩の物価水準は安くなる傾向を持つわけですから、そういうようなこととかがいろいろ要素があると思ひますが、沖繩の購買力また物価水準、そういうものがどういふふうになるだろうかといふことをひとつ検討してみなければならぬか

な、こういうふうな思ひつてゐるのです。しかし、非常に特異な品物につきましては、たとえばいま設備の牛肉、これなんかは日本本土は高いものを食べている。向こうのほうは、いま安いものを食べているのです。ところが、安いものではあるけれども、関税の關係で幾らか値上がり傾向もある。それをどういうふうな消していくのだ、こういう問題。

それからもう一つ問題があるのです。それは何かという、いままでは本土と沖繩とが関税領域が違ふわけですね。そこで、沖繩は、本土の安い商品が沖繩に入つていったのは沖繩の産業が成り立たない、こういうようなことから、対本土保護関税というふうなものも設けてゐるわけですね。たとえば、これは一〇%関税、しょうゆは二〇%関税、これが撤廃される。それを今度は、関税領域が一緒になるということになると、存続するわけにいかない。その場合、しょうゆ産業を一体どうするのだ、こういうような問題もある。そこで、関税領域は一緒にしなければならぬ、これはあくまでも鉄則であります。先ほど原則と申し上げましたが、鉄則なんです。鉄則ではあります、その鉄則を貫くゆえんによつて与える衝撃をどういうふうな緩和していくか、こういう問題が起こつてくるのだらうと思ふのです。

そこで、いまショッピング品目につきまして一種の戻し税制度というものを考へてゐるわけでありましたが、その他についてどういうふうにするか。これは衝撃を緩和するという気持ちはやまやまあるのです。あるのですが、その方法につきまして、まだ具体的にどうするのだというところまでいかなければならぬ。ただ言へますことは、とにかくいづれにしても沖繩と内地は一緒になる。一緒になる結果、内地の産業と沖繩の産業との格差解消はやらなければならぬ。そのために財政上あるいは金融上格段の援助を与えて、沖繩産業の体質強化をやらなければならぬ。これだけははっきりしているんで、どういうふうなことをやるか、それはこれから問題として、そういうことはやります。

やりますが、それで救ひ切れない部分についてどういうふうなことをするかというところは、まだ具体案が案はないのです。これからいろいろ考へなければならぬというふうな存じますが、ひとつ何か案でもありましたら、これは親身になつて考へていただきたい、実はそう考へてゐるわけであります。

○堀委員 実は私は、いまの問題は幾つかに整理をしなければならぬと思ひます。

まず、さつき触れしましたような生活必需品の問題、これはもう県民の生活のために非常に重要なことですから、やらなければならぬ。ところが、そのやり方として見ますと、物品税とかいうものと離れて見ても、いまだとり得る処置というものは、私どもも関税処置以外ないよう思ひます。たとえば牛肉一つをとりますと沖繩の生産者の問題にみるわけですが、消費者側から見ますと、それは国内の安いものと、しょうゆがいくことは沖繩県民に対してプラスなんです。それから、沖繩のしょうゆを沖繩に入れるためには、沖繩のみ、しょうゆ業者をどうするかという問題になつてくると思ふのです。沖繩にはごく少数のみそ会社、しょうゆ会社、そこに二、三百人おられる。それを維持するために、沖繩八十万県民が高いみそ、しょうゆを食べるという問題は問題があると思ふのです。発想の基準は、私はあくまでも沖繩県民の生活必需品の問題は県民の生活上の利益を考へる、それを視点に置けば、沖繩におけるみそ、しょうゆについて、財政、金融上の処置ができて、そういう競争力が持てるようにできるかどうか。もしそういう見通しがあれば何らかの助成をして、国内のものと同じ等に競争できる条件をつくることは当然だと思ひますけれども、もしできないとするならば、これらの問題の新たな転換政策が配慮されてしかるべきではないか。ごく少数の企業のために、多数の沖繩県民がいつまでも高いみそ、しょうゆを食べるということには問題があると思ひます。ここからは、場合によつては法人税の処置

のしかたなり、いろんなそういう他の税制の取り扱いも加えて、十分検討する余地があると思ひます。

ただ、いまのように、牛肉みたいなストリートに輸入して入つてきて、それがそのまま消費されるものについては、私、手の加えようがないと思ふので、すね。ただ、その場合に問題が起こるのは、安い税率をそのまま固定する、たとえば五%消費税がありましても、それをかりに関税五%にしておきましても、実は安い牛肉が沖繩を通じて今度国内にどんどん入つてくることには、これまた多少問題もあるうか、ということになります。考え方としてはやはり、さっきの観光物資ではありませんが、一種の何らかの戻し税の発想といふことはこれだけで、しかし沖繩からも何らかのかつこうで本土に入つてくるのは、何らかそこらで処置をするとか、本土に入つたものは関税はそのまま戻し税として安くする。それは沖繩の肉屋の消費といふのは直接税でわかるわけですから、肉屋が直接沖繩県民に売る分だけは、あとで戻し税として肉屋に払つてやれば、私は処理がでるんじゃないかと考へます。いま大臣が何か考へがあればとおっしゃるので、そういう方法——輸入です。肉屋以外に販売できないと思ひますから、沖繩の肉屋で販売したものに対する戻し税といふか、こつこうで考へてやれば、いまの肉の問題は解決するんじゃないか。

すべてがそうなるかどうか別問題でありますけれども、例示をする、そういう処理をしてでも沖繩県民に対するいまの直接のあれを軽減する。ただし、いつまでもそのままではなかなかかむずかしいです。ある時点まで、何らかの戻しの処理を、徐々に変更する形で処理していくことにはなるうかと思ひます。いづれにしても経過処置でありまますから、何かそういうような考へ方を、ひとつ生活必需品についてはやはりとつていく必要があるのではないか、こう思ひますが、いか

がでございましょう。

○福田国務大臣 何か対策をとりたいと思つておるのですが、しかし、先ほど申し上げましたように、まず総合的に考へてみる必要があると思ふのです。いま肉の場合に、ただ肉だけを見ると、そういうふうになりますけれども、私、適切な材料をいま持つておらないので、関税局長からは話を聞いてみたいと思ひますが、いま沖繩で高い関税がかかつてゐる。今度本土との関税領域一体化の結果、安くなるものもこれはあるのです。そういうような総合的な觀察、これもまた必要ではあるまいか、そういうふうな考へるわけですが、そういうことで救ひ切れないものについてどういうふうにするか、こういう問題であると思ふのです。なおこれは非常に技術的にむずかしい問題であります、知恵を絞つていきたい、また御協力をお願いしたい、かように考へております。

○堀委員 私どもが聞いておるところでは、沖繩県返還のための諸法律は、大体ことしの十月の臨時国会にかけられるというふうな聞いてゐるわけでありまます。いま三月でありますから、あと半年しか実は十月までないわけでありまます。伝え聞くところによると、この沖繩関係の法律は六百本にわたつて提案をされるだらうというともいわれておりまして、私は、大蔵省関係の問題だけでもたいへんなことになるだらう、こう思つてゐるわけでありまます。しかし同時に、いまは非常に沖繩では関税の問題について重要な関心がありまますけれども、大臣おっしゃる通りに、これは総合的に考へなければならぬから、関税だけではなくて所得税の問題もありまますし、法人税で処理をする問題もありまますし、あるいは特別償却をどういうか、こつこうで認めるとか、各種の手段を確かに総合的に扱つて、その結果、大臣のおっしゃるようなことになるのですが、ただ、どうも関税が一番しむいという発想はちよつとまずいと思ひます。全部を待つて、最後が関税というものは、発想として少しおかしいのではないか。だから、やはり関税も前段として一べん考へてみる、関税

を考へてみたとき、残ったとき一べんどうなるか。こころはやはりかなり多面的に見ませんと、さつきの大臣の話を聞いておると、いろいろやってみて、いかぬところだけを関税とおっしゃるのにはちよつとまずいのではないかと思いますので、その点はやはり、特にいまの牛肉のようなものは、これは例にとつて悪いのですが、どうも考へてみて所得税で処理しようもない、法人税で処理しようもない、まさか肉を食つたやつは減税するといふわけにいかぬわけですから、そういうことになることは関税プロパーの問題になる。関税プロパーでやろうとすると、いま観光物資でやつてい

るような戻し税で処理する以外にはどうもできそうもない、こういう感じがしてゐるわけでありま

すが、ですから、これは例示でありましかうい

ですが、私は、少なくとも生活必需品物資に対する関税の問題については、大臣がここで関税の面において考慮するといふひとつお約束をしていただくと、沖縄県民が非常に安心をするのではないかと

思います。何も関税ですべてやれといふのではありま

せんから、生活必需品物資については関税の面においても十分考慮して、沖縄県民が急激な物価上昇にあわな

いような配慮を政府としてやりたい、こういう御答弁をいただきたいと思つてゐるわけ

です……。

○福田国務大臣 関税と特定いたしました配慮するのだ、考慮するのだというお答えを申し上げかねるのですよ。私は総合的だと申し上げたい。本土との一体化に伴つて、沖縄の経済は一体どうなるのだという、県民の負担能力という問題も検討していかねければならぬ。上がるのか下がるのか、こういうようなことですね。そういうようなこと。それから関税が上がるということによつて与える影響については、関税自体ではなかなかそのものずばりの解決がむずかしいことは、これは堀さん

もよく御承知のとおりなんです。そこで、いろいろの方策をとつて、関税の引き上げに伴う衝撃を緩和する方策というものを考へなければならぬ、

ですが、関税だけでこれを救ひ切る……（堀委員「関税を含めていいですよ」と呼ぶ）あるいは他の施策が救ひ切れないという場合に関税をどうするかというお話でござい

ますが、あくまでも全体の政策の中で、沖縄の県民に生活の不安を急激に与えないという何らかの方法はとらなければならぬ

だろう、かように考へておられます。

○堀委員 きようは関税定率法の質問なものですから、私は特に関税を前に出してゐるわけで、大臣おっしゃるやうに、何でもかんでも関税でやれといふ

気持ちには私もありません。ありませんが、まあ例示した牛肉を見ても、どつちから考へてみ

ましても関税以外にないというものもあるのです。ね。そういうものを戻し税にでもしなければい

うがないというふうに私は考へてゐるのですが、事務当局、何か考へてゐますか。たとえばいまの牛肉について、私は所得税、法人税——まさか県民に肉を食つたら減税するといふわけにいくわけ

じゃなし、金を貸してやるというわけにいくわけじゃなし、財政的、金融的処置をなしていいつても、とにかく日本の牛肉は高いのですから、高い肉を向こ

うへ持つていつて安くするやうなことはできっこないから、どうしても外から安い牛肉を入れるといふことが原則になる。こういう場合に技術的に考へられることは、私がいま申し上げてゐるやうに、肉屋の売り上げに基づいてその肉屋に戻し税をしてやるといふ、こういう処理くらいしかないのじゃないかと思つてゐるのですが、技術的に考へられる道はあります

か。

○谷川政府委員 牛肉は実は課徴金が別途かかつてお

りまして、それを入れますと、大体たいてい負担は二五％くらいなんです。肉は適切な例じゃありませんが、その他の生

産物資、肉の調製品等ございまして、いい考へはありま

せんが、大臣の御趣旨をいたしまして、どうい

う影響があるだろうか、た

だいま実態を調査いたして

おります。そして、かりにやるとするとどうい

う点があるの

だろうか、いまいい御示唆を

いただきました。そういうこ

とも頭に置いて勉強いたし

ます。

○堀委員 それでは沖縄問題はこま

でにいたしまして、時間がありま

せんから、次は特惠の問題で少し大臣にお伺いをいたし

ます。

実は、今度の特惠の問題とい

うのは画期的な方法でありま

して、私は少なくともロー・デベ

ロップ・カントリーですか、LDCに

対する方途としてはまことに適切

だと考へております。そこで一つ問題

になりますのは、いま御承知のUNCTADでAグループとい

はれてゐる七十二カ国及びそれに

関連する国、九十一カ国ですか、これを特

恵国の対象にしようといふことはUNCTADではき

まつておりますが、日本に対して三十五

条を援用してゐる国が二十三カ国

実はこの中にあります。ちよつと関税局長、二十三カ国読み上げて

ください。

○谷川政府委員 三十五条援用国は二十三

ござい

ます。まず、アフリカ諸国から申しますと、南アフリカ、それから中央アフリカ、ト

ーゴ、チャド、ダホメ、カメルーン、

タンザニア、セネガル、ガボン、

ガンビア、モリタニア、シエラ・レ

オーネ、ナイジェリア、コンゴ、ブル

ンディ、ケニア、そのほかオース

トリア、スペイン、ポルトガル、ア

イルランド、サイパス、ジャマイ

カ、ハイチと、二十三でございます。

○堀委員 大体私は、特惠を与え

るということになるならば、これは

少なくとも日本に対して三十五

条を援用してゐる国といふのは、た

てまえとしてやはり除外されるの

が相当ではないか、こう考へてゐる

わけでありま

すが、それじゃ局長から先に……。

○谷川政府委員 受益国の点につ

きましては、暫定法の八条の二の

第一項で書いてありますことは御

承知のとおりでございます。具

体的には法律成立後に政令で、

政府で判断をいたしまして決定

するやうになっておりますが、三

十五条につきましては、お話し

のやうに、一九五五年に日本が

ガットに入りましてから今日ま

で、長い間こういう日本だけ差

別されて、たいへんどうも威

信の問題でござい

ますが、さてそうだからこ

れに特惠を初めからやらぬかとい

うことになりま

す、いろいろ考へてみますと、

日本がガットに入りましたとき

に、これらの国のうち大部分は

属領であつたわけ

です。本國が三十五条を援用した

それがそのままになつてゐる。ま

あ中にはどうも経緯もはつきりし

ないやうな向こう側の役所もあ

ります。それから多くの国につ

きましては、対日片貿易で非常に貿易

的にアンバランスの国もござい

ます。いろいろな事情がござい

ますから、直ちにこれに初めか

らもうやらぬといふことが言

えるかどうか、この点もた

だいま検討してゐるところでござ

います。若干の経過措置を置か

なければいかぬじゃないか。そ

こで、実は特惠の話が出ま

して以来、機会あるごとにわが

國はこれらの國に對しまして早

く三十五条を撤回するやうに

いふことを申し入れてござい

まして、昨年の夏以来募集ま

でに六カ國が援用撤回をして

あります。申し上げますと、ニ

ジェール、コートジボアール、

クウェイト、ルワンダ、ウガ

ンダ、上ヴォルタといふやうに、

働きかければ動く態勢にある

やうでござい

ますので、外務省に相談をいた

しまして、法が成立しました後

におきまして、早い機会にこれ

らの國に特派大使を派遣いた

しまして、そうして説得をする

。大蔵省からも相当者を出

しまして、積極的に働きかけ

るというふうに考へております。

○堀委員 大臣、いまお聞き

のやうに、私はやはり、少なく

とも特惠を与えるといふのは、

対等の原則の上でなければ第一、

筋が通らないと思つてゐる。日

本のいろいろの最惠国待遇だけ

を拒否して、自分のほうだけは

特惠だといふのでは、これはあ

まりに一方的に過ぎると思つて

いますので、この点はぜひやは

り——三十五条援用国である

から特惠を与えないといふのも

おかしいかもしれま

せんが、しかし、逆に与えるとい

ふのもちよつといか

がたといふ点があるの

でありますし、この点はひとつ

ぜい善処をいた

したいと思つてゐる。ちよつと

答弁をしておいてください。

○福田国務大臣 国会で

そういう御議論がありま

すことは、たいへん私どもの

対外交渉上いいこ

である、こういうふうに考えます。そういう国会の御論議を踏まえまして、この問題に對しましては善処したい、かように考えます。

○堀委員 もう一つ、この三十五条援用とはや違ひますけれども、もう一つのファクターがあると思ひます。それは英連邦内のこれまでの既存特恵、それからE.E.C.のアフリカその他の国に對するヤウンデ協定というのがありますが、これが実は、これらの諸国がE.E.C.なりイギリスに對して逆特恵を与えておる国があるわけでございます。これをちよつと局長のほうで事務的に答弁をしてください。

○谷川政府委員 ございます。ヤウンデ諸国は十八カ国でございますが、そのうちコンゴとトーゴは逆特恵をE.E.C.に對して与えていないようでございます。はつきりいたしませんか……。まあそういう問題がございます。それから英連邦諸国は、これは二十カ国から二十五カ国くらいでございますか、この間におきましてはいまの問題があるようでございます。

○堀委員 アメリカはこの逆特恵問題を非常に重視しておるわけでありませう。やはりこれもちよつとタイプとしては三十五条援用と非常に似てゐるわけですね。特定の国にフェーバーを与えていく、そして今度はこつちには一方交通でフェーバーをとり、こういうわけですから、いまの英連邦協定なりあるいはヤウンデ協定というの、彼らが既存特恵で特恵を与えておるけれども、逆特恵もあるのだということになりますと、そいつを、われわれがそういう国を相手にするときには、ただ一方的に特恵というの、ややちよつとひつかかる感じがするわけでありませう。まあそれは、日本はいまアメリカのようにきびしい要求を出してないのだと思ひますが、やはりこれも特恵そのものが、ガットのそういう無差別の原則に反してはありますかね。しかし、原則に反してはあつても無差別でないこれはおかしなやうな感じがするのです。それでいま私が三十五条援用の問題

額を取り上げ、いまの逆特恵国を取り上げてゐるわけですが、その点はやはりもう少し、われわれとしても別にアメリカのしり馬に乗るわけではありませうが、筋としてはやはり、もしそういう逆特恵があるのならこつちにも逆特恵をよこせという——逆特恵をやめろというのはむづかしいかもしれませう、しかし逆特恵があるのならこつちにもよこせという話になるのか、アメリカの言うように、逆特恵やめちまへということなのか、そこらはどう処理するがよいかは別としても、少なくともそういう公平平等の原則をこのベースに置くということでないか問題があるように思ひますので……。

○谷川政府委員 この問題ももう先生は非常にお詳しいようでございますから詳しくは申しませんが、UNCTADの場等でも非常に議論になりました。議論になりましたが、なかなか解決がつきません。ヤウンデ諸国とE.E.C.との間、英連邦諸国間にはいろいろ歴史的なつながり、経済的なつながり等がありまして、なかなか解決がつきませんで、結局合意書では、特恵国間でさらに協議をする必要性を認めるというふうな注目を喚起する。お互いにそういう努力をする。一方開発途上国のほうでは、せつかくもらつてゐるものがない、なるのじゃ困るというふうなコメントもございまして、そうならぬように期待するといふふうにして、もう進んでおるわけではあるが、アメリカは、その後の情勢を開きまして、五年以内に逆特恵をやめることを約束するならば特恵をやるといふふうな法案に書くようでございます。日本はそこまではこの会議では言ひませんでした。これは受益国を判断する場合のキーエレメントだといふことを強く申し上げておきます。

○堀委員 大臣、いま局長が答へましたように、これは非常にUNCTADの中で問題になつておられます。私は、いまアメリカがそういう五年づきの条件を出してゐることについて、ややきびしいかもしれませうけれども、しかしこういう問題は

お互い少しフェアにやるといふ原則に立てば、いまのキーエレメントだといふように、これもやはり何らかこれらの国に選択を求める必要のあるフクターだと思ふのであります。これについての大臣の考えをちよつと承りたいと思ひます。

○福田田務大臣 これも、御指摘が国会という場においてございましたことは、私はきわめて重要なことだ、かように考えます。この重要な事実を踏まえまして對外折衝に当たりたい、かように思ひます。

○堀委員 そこで、今度は少し中身の問題に入ります。少しはつきりしない点が特恵の中に残されておられます。そのはつきりしない点の中には、実は原産地認定の問題の中に、当該受益国の完全な生産品、これは問題ありません、非常にはつきりしております。その次に、当該受益国で実質の変更を伴う加工度で製造された物品というものが実はもう一項あるわけでございます。そこで、実質的な変更に関する基準といふことが、それが一体実質的な変更を加えたのかといふところからルールをつくらなければならぬ、こうなつてゐるわけでありませう。そこでそのルールをつくり方については、一つは付加価値基準といふことで、その国に物が入つてきて、それに幾ら付加価値をつけたらそれはいまの実質的な変更、加工をして実質的に変更したといふことに認めるといふ付加価値基準といふやうなことを、二つ実はあるやうであります。ここでどうも問題になるのは、日本では——時間があるから私のほうから申し上げませうけれども、日本は主としてこのプロセス基準によるやうな考へのおりでありませうが、このプロセス基準も必ずしもそれだけでは十分ではない、いろいろ問題がある。

そこで、これは今後の問題でございますから、政府はこれから詰めることでありませうが、ちよつとよく申し上げておきたいことは、何か日本がそういうL.D.C.国へ出かけていって加工をしてどこかへ輸出するといふことはかりに置かないで、

たとへばアメリカがL.D.C.の国へやつてきて、そうして加工したものが日本に入るといふ場合をも含めて考へておきませんと——実は一昨日です、うちの佐藤委員が韓国に對する日本企業の進出問題というのをやりました。しかしこういう発想だけどもを見ておきますと、それならフェーバーを与えておいてもいいではないかということになる、逆に先進諸国が今度は東洋のL.D.C.の国に進出をして、そうしてこれが日本へどつと入つてくる場合も特恵だ、こうなるわけでありませうから、ここらへひとつ、加工基準の取り扱い等については慎重な取り扱いをしておく必要がある、こう考へるわけでありませう。では局長、先に答弁してください。

○谷川政府委員 そのとおりでございます。ただいま慎重に検討中でございます。これは御審議いただいております暫定措置法の八条の三で規定してございまして、非常に技術的でございまして、最後は政令、省令あたりに譲つて書こうと思つておりますが、とにかくプロセス基準、それから付加価値基準、いろいろ議論が行なわれました。合意書ではなかなかそれが同一の基準にして、かつ後進国相手でございますからなるべく簡単な規定がいいやないかという程度にとどめたのでございませうが、わが国は、実質的な変更を判断いたします場合は、大体プロセス基準によりまして、かつ付加価値基準的な要素も入れて考へております。ですから、アメリカの企業がたとえば韓国、台湾へ行きまして、そこでつくつてきますものはオーケーでございます。日本が、この間から議論されておりますように資本進出する場合がオーケーであります。ただ、AとBとの機械を持つてきてくつてつくつてつくつた、それは簡単に認めるわけにはいきません。その場合には、Cの価格のうちでAプラスBの価格の割合が四割以下とか、一定の割合以下でなければ特恵を与えません。つまり付加価値的な思想が入つております。それから、原則はさつき申しましたB.T.N.の号がかわれ

ば認めますが、いま言ったようにアメリカ等も考えましてやるというのを考えました。なかなかにこまかいのですが、たとえば繊維品につきましてはツイステッド方式というのをとっておりまして、繊維品をつくる、それは繊維からつくっただけではだめだ、繊維からこなければだめだ。ツイステッドですね。それから衣類、縫製品の場合は、織物からつくっただけではだめだ、織物から持ってきたければだめだとか、いろいろこまかいあれがございまして、慎重に検討いたしまして、あまりこれをきつたいたしまして特恵の意味をなくしてもいいけれども、国内産業に与える影響を十分考えたいと思っております。

○堀委員 いま局長答へましたけれども、同じ号の中でも、要するにちよつと長い紙を切れば処理ができるのか、いろいろあるわけですね。実際にはB・T・N必ずしもそういうことのためにできているわけではありせんからね。ですから、そこらについてはひとつ慎重にしてみたい。と、いま私が言っているのは、アメリカ企業が進出をした場合に、要するに国内から部品を持ってきて、すぐ簡単にノックダウンして持ってきた場合のことを言っているわけですよ。ですから企業の出産そのものを言っているのではなくて、そういう企業が国内でできた製品をばつと持っていくてくつて持ってきたら、これはたちまちそうなるわけですね。だからそこらの問題について、ひとつ慎重に考えておかなければいけないじゃないかということでもあります。

特にセレクトッド・プロダクトはいま五十七品目書いてありますね。ですけれども、私は五十七品目以外にも、いまはそういうL・D・Dだということとで考えてないものもあるでしょうが、早い話が自動車一つにしろと、これはもう場合によつては入ってくるわけですね。自動車なんというものはまさにいまのノックダウンで入ってくるにきまつているからして、相当多角的にこの問題を考へておかないと、日本が行つてもうけることはかりを考へているとちよつと問題が起ると思ひま

すので、この点は特にひとつ注意を喚起しておきたいと思ひのであります。

時間がありませんからもう一つだけちよつと。特恵が、一國で行なわれる生産の問題は非常に簡単でありますけれども、これが二國間以上にわたるといふ、グループオリジンの問題というものが一つあると思ひます。これはいま政府はどういうふうな考へておられるのか。これもちよつと技術的ですから局長のほうからひとつ答へて下さい。

○谷川政府委員 グループオリジンの問題はいろいろ各国で研究しましたが、どうも実際上こういうことはないうようにもございまして、わが国も各国と同じように認めないことにいたしました。

○堀委員 そこでちよつと、あと十分ほどで終わりたいんですが、昨日松尾委員の質問に対して政務次官は、今後各種の石油製品については関税引き下げの方向でひとつ進めたいという御答弁があつたように、ちよつと私席をはずしてありますので、けさの新聞で承つておるわけでありす。私、たいへんけつこうだと思ひのであります。

通産省、石油関係入つておられますね。ちよつと聞きますが、自由化品目であつても輸入されていなくても何か品質表示の内容の取り方で誤差があるようだが、いまの関税を下げるといふのはたいへんけつこうなんですか。でも、関税を幾ら下げても輸入のないうものはこれは関税を下げた効果が起らないわけですね。このように自由化品目でありながら輸入がないというものはこれは一体どういうことなのか。これは石油業法か何かで押えておるのか。どういふことになつておるのか、ちよつと答へてもらひたい。

○栗原説明員 石油について申し上げますと、日本の石油製品は比較的従来、フレートその他の問題もございまして、安く入つておることは事実でございます。そういうことも含めまして、一方国内のほうの体制を見ますと、やはり過当競争というやうな実態もございまして、外国に比べまし

て比較的安い状況になつておるという事実関係が裏にあると思ひます。そういう事実がございまして、現在までのところ、自由化されておる品目につきましても実績としてはほとんどないといふのは、御指摘のとおりの実態だと思ひます。

○堀委員 そうすると、それは価格上の問題で、要するに国内品が安いから入らない。しかし、たとえば灯油のようなものを見ますと、輸出をけつこうしているわけですね。ですから私は、これから灯油がもしどんどん上がつてくるというやうな場合に、なるほどいまフレートの関係で、確かにベースになつておるもの自身が安いですからこれは競争力があるかもしれない。しかし早い話が、もしアメリカのように今度のO・P・E・Cの値上げに、関係のないところの灯油、こういうものと、今度のO・P・E・Cの値上げではね返つてきた灯油との関係を見れば、当然私は国内のものの方が高い場合が予想されるわけですね。だからそういう場合には、要するに価格の問題だけなんであつて、これについてはそういう輸入制限なりそういうことは自由化品目だからいふまでもないやうなものでしょうが、今後ともやらないといふことですか。その点をばつきりしておいてもらひたいと思ひます。それがないければ関税を下げても意味がないと思ひます。

○栗原説明員 御指摘のとおりで考へております。○堀委員 それでは石油の問題は一応以上いたしました。最後に、皆さんいふんおやりになつた問題なんです。私もひとつB・T・Nの問題で、中国の生糸の問題を少し触れておきたいと思ひます。大臣、いま中国が御承知のように生糸一五%の関税、韓国が七・五%の関税、こうなつておるわけですが、これのほんとうの意味といふか目的といふか、これは一体どこにあるのかを、ちよつと大臣から承りたい。

○福田国務大臣 これは、ほんとうの意味は国内生糸産業を保護する、こういうことであります。この間農林省の局長がこへ参りまして、その必要をゆえんをる御説明申し上げたわけなんです。が、どうも背後地の非常に豊かな中共生糸が、ど

うやら関税を引き下げる、こういうことになりましてわが国に殺到する傾向を持つてあろう。わが国の生糸はそれに対して保護という考へ方をとらなければならぬ、こういうことであります。

○堀委員 私は実は今後の日本経済の進路を——たいへん話が大きくなつて恐縮ですが、考へてみますときに、だいたひアメリカが新しい非関税障壁を設けている。繊維自主規制に見るやうに、これも私は非関税障壁だと思ひます。そういう形でだんだん非関税障壁のかきねがは高くなつてくる。それじゃ欧州へ出ていくのかといふと必ずしもそうではない。今後隣国である中国との貿易を拡大するといふことが、日本経済の今後の発展にとつてもきつめて重要なフアクターになつてくる。それには、今日いふすぐといふことではないかもしれないが、少なくとも中期の展望に立てば、これは非常に重要な課題になつてくる、こういうふうな考へるのです。その点は大蔵は御同意がいただけると思ひますが、どうですか。

○福田国務大臣 それは同意見であります。○堀委員 それでは私はやはりさつきから申し上げておるやうに、ガットもそうでありまして、本来的に貿易といふものは無差別自由であるというのが原則だと思ひます。この前大臣は輸銀法の改正のときにもお答えをいただいたわけですが、第一点としては、体制によつてそういうL・D・Dに対する援助は区別をしないんだ、こうおっしゃつたわけですが、私はやはりそういう貿易のほうも、全般を通じてそういう体制による区別があつてはならぬと思ひます。純経済的な条件、こうなるべきであらうと思ひます。そこで純経済的な条件となるときに、ここで一つ問題が出てまいりますのは中国の場合にはなほ貿易その他については価格の決定といふことが大体まかされておるといひます。そうなりまして、もしいつまでもわれわれが高い関税を置いておけば、逆に、要するに価格を切り下げておれば実はこれは対抗できなくなると思ひます。聞くところによりますと、こ

の二月に中国生糸は五%価格を引き下げたという
ことでもあります。五%価格を引き下げたというこ
とは、言うなれば関税の面でいいますと一〇%の
関税になったと同じような効果が生じておるわけ
であります。そうすれば、もう二・五%引き下
げてくれれば実質的に韓国に比べておるものと
同じ条件になる。そしてそれはしかし防ぎようが
ないんだ、こうなるわけ。やはりそういう場合
に、中国が必要以上に価格を引き下げて日本に
品物を送るようなことをしなくてもいいような措
置をとることのほうに、私はこの問題の長期的な
解決であり根本的な解決につながるのではないか
という感じがしてならないわけ。あります。で
すからやはりガットの精神のように、貿易につ
いては各国無差別平等の原則というのが本来あ
べきであるし、同じ生糸について、中国は確かに
バックグラウンドが大きいかもしれない。しか
し韓国もいま第二次五カ年計画というやうなこ
とで、生糸の産出に非常に努力をしておるという
ことも事実だと思つてあります。農林省、ひと
ついまの第二次五カ年計画でいって大体どのくら
い韓国産の生糸がふえるのか、答えてください。
○荒勝政府委員 お答えいたします。
韓国の増産第二次五カ年計画というのをご
いまして、四十二年に始まりまして四十六年に終
わるものでございますが、昭和四十二年の計画と
いたしましては、これは生糸の俵数でございます
が、二万四千二百五十俵を計画しまして、四十六
年を八万八千四百三十三俵、こういうふうな四倍
近い計画を持っております。それに對しまして
実績のほうは、当初の間は非常にすべり出しがよ
くて、私たち日本からも多少のいろいろな援助も
いたしましたが、実績といまして四十二年に
は二万五千七百九十五俵で、達成率は一〇〇%を
オーバーいたしております。それに對しまして昨
年の結果でございますが、昨年は、韓国の目標と
いたしましては六万七千八百三十三俵というの
目標でございますが、実績は四万六千八百俵と
いうことで、達成率が六九%、われわれの見方

は七〇%前後の達成率には至らないのではないか、
こういうふうには見ておる次第でございます。
○堀委員 大臣、いまお聞きのように、計画と達
成は、これは差を植えていろいろやっているとわ
けです、家屋の構造上の問題もありましようし、
なかなか簡単にいかないだろうと思つてます。しか
し、やはりいま日本がそういう意味で主要な購入
国になつておるわけ。あります。これまで韓国
の生糸というのは保税加工でアメリカに出てお
りましたけれども、アメリカの輸入量というのは最
近非常に減つておるから、将来的には日本の
ほうにストリートに入ってくる条件があるわけ
であります。欧州は実は韓国の生糸を買つてお
りません。そういう条件もありませんし、私は必ずしも
韓国だけにフェーバーを与えておくことが、将来
の日本の蚕糸業のためにプラスであると思つて
いないわけ。あります。ですから、そこら全体と
して把握をしながら、この問題というものはさ
らに検討を進める余地があるのではないかと、こ
う考へるのではありませんか、大臣の御答弁をい
ただいて私は質問を終わりたいと思つてます。
○福田国務大臣 まず第一に、政治上の見地から
差別しない、これはよくおわかりいただいたと思
います。
それから、わが国の生糸産業の立場をどうする
か。これはいま米の調整問題というのがあるまし
て、転作を何にするかという問題があるのですが、
その転作対象といたしまして蚕糸業というものを
一つ加えておるわけ。そういうやうなことも
あり、今日この時点におきまして蚕糸業をディス
カレージする、これはかなりむづかしい問題かと思
うのであります。お話しの方はよく承りましたの
で、事は総合的に考へてまいりたい、かように存
じます。
○堀委員 終わります。
○毛利委員長 広瀬君の関連を許します。
○広瀬(秀)委員 大蔵大臣に質問をいたします。
いま对中国貿易の問題で御答弁があったわけ
あります。いまの答弁の中でも、国内産業保護

ということが、生糸の場合に一五%、七・五%の
差別をつけている主たる理由だ。それが本音だと
いうことを言われたわけなんです。なるほど中
国のほうにバックグラウンドが大きいので、いわ
ゆる潜在生産力といふことが、そういうものが脅
威なんだという農林省の考えをそのまゝ言われた
と思うのであります。韓国の場合のほうに現に
輸入量としては中国産生糸よりも五割以上も多い
わけ。そういうふうな多く日本が輸入してい
る現実、これは生産計画と達成率は七〇%とか六
〇%とかいうことはあるにしても、そういうや
うなことではどうもふえていくというやうなこと
になるならば、現実の脅威はむしろ韓国ではない
のかということは、逆に言えば言えるわけ。す
それを七・五%に下げておく。現実には、二
万俵足らずの中国のほうを一五%にしておくと
いう、どうもこの辺のところはすっきり割り切れな
いわけ。どうして政治的なものをそこにか
らんでおるのではないかと疑問を持たざるを
得ないわけ。あります。その辺のところを将来
どうするかということについて、もう一べん大臣
の御答弁をいただきたいと思います。
○福田国務大臣 政治的な何ものも考慮いたして
おりません。問題は、韓国は精一ぱいの輸出をし
ておる。まあ対日輸出の数量は中共よりも多い。
けれども、今日韓国がわが国に輸出しておるもの、
これは韓国の輸出余力から見て、これからそう拡
大されるものとは考えられない韓国の国内の蚕糸
業の状態である、こういうふうな考へておるの
です。一方中国のほうは一体どうだということ、これ
はかなりのゆとりを持っての対日輸出である。こ
れが、関税の軽減等がありますとさらに増加する
であろう。そういうこと、一体転作転換調整下のわ
が日本の蚕糸業をどうするのだ、こういうことにな
つてくるわけですが、現に両院におきましても、
わが国の蚕糸業は保護育成しなければならぬとい
う御決議をいただいている状態です。そういう
やうなことを踏まえまして関税率の上において
格差があるという状態ですが、これは当面の問題

とするかどうかやむを得ないように思つてます。
しかし、誤解のないようにくれぐれもお願ひした
いの、これは国際政治的な配慮から問題では
なくて、もっぱら蚕糸業の保護育成という国内的
事情に基づくものである、かように御了承を願
います。
○広瀬(秀)委員 そういう答弁を繰り返される
わけ。あります。先ほど堀委員も質問しました
ように、価格の面でも中国産のものがやや安い、
また中国の価格形成機構からいって、国自体の考
え方というものが生糸の価格にも直接的に反映す
るといふやうな仕組みにありかあるとするならば、
一五%の税率を課しておつても、それじや中国が
もつと養蚕関係の構造改善、技術の進歩、こうい
うやうなものを通じて安い値段で供給できる体制
ができたら、やはりどんどん入ってくるというこ
となんです。国内養蚕農家に対する脅威——大臣
の出身県は日本でも最大に近い、一、二番という
養蚕県なのでありますけれども、それならばこの
際、そういう政治的な背景も何もないのだという
ならば、そういう価格の問題についてはそういうこ
とで中国側がどうも合理的に安くしてくるとい
うことになれば、一五%をかりに課したって競
争力は幾らでもついてくるということになりかね
ないものであるというならば、この際、韓国から
の輸入量も現実には非常に多い、日本の輸入量の
五〇%以上も占めておるわけですから、そういう
もののほうに実際に脅威なんだという気持ちも
含めながら、中国と韓国と、ケネディラウンドの
税率を両方とも同じに均てんさせる。ほんとうに
国内の養蚕農家に対して脅威になるならば、関税
割当というやうなことを考へて考えられないう
はない。むしろ数量を抑えるというならばそういう
方向で、一次関税、二次関税というやうな関税割
当てというやうなことの活用だつて考えられるだ
ろうと思つて。だからそういう点で、やはり政治的
な意図はないといつても、中国側としては、ケネ
ディラウンドで、日本の輸入量の関係においても
現実に韓国のほうが多いにもかかわらず、少なく

が必要である、またこれが適正であるというふう
に決定をした次第でございます。

○坂元委員 差額関税の扱い方についていろいろ
検討してみますと、中心価格をきめる。そういう
点から輸入肉と国産の肉との価格について多少の
資料をもって検討しますと、やはり国内の肉は非
常に高い、外国肉は非常に安い、こういうこと
になりまして、かりにいまきめられております中
心価格、これで計算をいたしますと必ずしも中心
価格を上回らない、生産者の生産費を補償し得る
ような価格が出てこない。そういう意味におきま
して、上限価格というものになるべく近づけるこ
とが、生産者の経営の安定あるいは今後やらんと
する生産意欲を非常に強めることになると思うの
であります、そういう点についての考え方はど
うですか。

○谷川政府委員 私どもが今度の改正をいたしま
したときに判断をいたしましたことは、先ほども
畜産局長からお話がありましたように、ただいまの
上下限の価格のきめ方は、まず中間のへそ価格を
需給状況それから生産費を勘案いたしまして、と
にかく再生産可能な価格としましてきめる。そし
て、上下に一〇%ずつとして上限、下限をきめて
おるわけなんです。具体的な数字を申し上げます
と、四十五年の価格でへそ価格が三百八十三円五
十銭、上が四百二十二円、下限価格が三百四十五
円。今度の差額関税でいきますと、とにかく三百
八十三円五十銭以下で入ってくることはないわけ
であります。必ずそこまではとるわけでありませ
う。そういたしまして、それだけではございませんで、
日本へ来ましてから卸売市場へ出ますまでいろいろ
の諸掛かりがかかります。それから適正な利
潤も見込まなければなりません。最近の統計から
見ますと、そういった諸掛かりが三%ないし一〇
%になつております。こういたしますと、三百八
十三円五十銭までは必ずとられて、それ以下で入
ってくることはない。その上の一割程度のものが
かかるものと四百二十二円近くになる。そうし
ますと、いまの価格安定制度を乱すことはないし、

それから私も、自由化後の輸入豚肉についてど
れくらいな〇IEF価格になるか、それに一割の関
税をかけたならどれくらいになるだろうかという検
討をしてみたのでございます。アメリカと韓国の
豚肉の価格をとりまして、そうしますと、アメリカ
の場合が四百二十円余り、それから韓国の場合が
四百三十五円くらいになりますので、——これは
統計の關係で四十三、四年をもとにいたしました
が、そういたしますと、いま御心配のようなどう
も低いものが入ってくることは予想されない。そ
こで、さっきお話がありましたように、一方消費
者のほうから安い豚肉という要望があるわけでござ
いますので、そういたしますと、とにかくこの
上限価格以上でないと入ってこないというよう
なことにいたしましたのでは——いまお話しのように
に、差額関税の基準を上限価格にしろという御要
望がいろいろございました。その点も私もいろいろ
の研究しましたが、そうしますとこれは自由化
しても意味のないのではないかと、そういふも
ないことにはなるのではないかと。そういうこと
で、いまのへそ価格を基準にしまして差額関税に
したのでございますが、心配は要らないと思えま
す。

ふえんして申し上げますと、この間も申し上げま
した、かりにそういう制度をとりまして、なお
かつ輸入豚肉がふえまして畜産農家に甚大な被害
を与えることになった場合には、関税定率法九条
の二に緊急関税の規定も用意してございます。そ
ういう手当て、備前もございますから、畜産農
家に御迷惑をかけることは万々ないというふう
に考えておる次第でございます。

○坂元委員 念を押しておきたいと思ひますが、
そういうような事態が生じた場合に、緊急関税を
発動して調整するということをお約束願えますか、
どうですか。

○谷川政府委員 ただいま申しましたように、ちや
んと関税定率法の規定にもございますから、要件
が満たされる事態が生じましたならば、御迷惑を
かけないように機を逸せず発動をする用意がござ
います。

○坂元委員 さらに大臣、いまの点を重ねて……

○福田国務大臣 先ほど申し上げましたように、
畜産はわが国がこれからの農政上非常に重要な
たしてござりますので、関税の面を通じまして万
遺憾なきを期したい、かように存じます。

○坂元委員 大臣、けっこうです。

○毛利委員長 福田大臣。

○福田国務大臣 かねて第一銀行、それから勸業
銀行の間に合併談が進められておったのです。十
八日ごろ正式にこの合併談をきめたいというよう
な話を聞いておったのでありますが、一部の新聞
にけさ報道されるようなことになりました。つい
ては、急いだほうがよろう、こういうことに相
なりまして、きょう両行ともそれぞれ取締役会を
開いておるようでありまして、いすれきようじゅ
うには両行とも合併方針を決定するということ
にならうか、かように存じます。

それで、この合併につきましましては、これは国際
化時代に対処する金融界のあり方、こういう立場
からいしましてまことに機宜を得た措置である、
かように考えますので、この合併が支障なく実現
をするということにつきましては御協力する姿勢
で臨みたい、かように考えております。

きょう新聞に出ましたので、一言御報告申し上
げた次第でございます。

○毛利委員長 坂元君。

○坂元委員 時間がありませんので……。いまわ
が国では大体内の需要量が年間百三十万トン、一
人当たり年間十三キログラムであります。一人当
たり日量三十グラムという計算になりますので非
常に少ないのであります。この内訳を見ますと、
牛肉が一九・一%、豚肉が四七・七%、鶏肉が三
二%、その他であります。このうちで豚肉は、
どのくらいどの国から入ってきて、どういう商

社の手を経て入ってくるのか、その辺を御答弁を
願いたいと思ひます。

○増田(公)政府委員 昭和四十四年、四十五年の
曆年で見てもまいりますと、豚肉は四十四年で四万
二千六百トン、四十五年に一万七千七百トンばかり
の輸入がございました。その国をいたしましては
沖繩まで入れました八カ国でございます。それで
四十四年に見てもまいりますと、約六〇%がアメリ
カから入っております。アメリカから二万九千ト
ン、台湾から六千トン、豪州から四千四百トン、
あとは全部百トン台のオーダーでございます。ま
た四十五年につきましても見ましても、一万七千ト
ンのうちでアメリカが四四%、台湾が二六%、あ
とはもう沖繩が七%というふうなことで、ほかの
国はほとんど微々たる数量でございます。輸入商
社につきましましては、昭和三十六年から指定商社制
度というもので、そこに輸入割り当てをやってお
るわけでございますが、現在伊藤忠その他十六社
に割り当てをいたしております。それが輸入して
いるわけでございます。

○坂元委員 それらの商社はどういうふうにして
末端に流通しておるのか。大体輸入卸売価格と
いうのはきまっておりますからつかみやすいので
ありますけれども、その末端における肉の価格は
非常に高い。流通機構の点にもかかっておると思
いますけれども、一体外国から入ってきた肉がど
こでチェックされて、そしてどういふ経路を通つ
て末端市場に出ていくのか、そういう点について
御答弁をお願いしたいと思います。

○増田(公)政府委員 輸入されましたものは、市
場に直接売れるものと小売りに売れるものと加工に売
れるものと、それぞれ三つの経路をもって末端に流
れていくわけでございます。

○坂元委員 そういう数量あるいは品質、そうい
うチェックはどこでやることになるのであります
か。

○増田(公)政府委員 そのシェアと申しますか、
輸入されたものの割合は、大体慣例的に、加工が
四割、それからいま言いました市場、小売りとい

う形でいきますものが六割。それで、市場に参りますものがその六割のうちの三〇%、小売りに参りますものが三〇%、こういう形で大体流れていくわけでございます。

○坂元委員 この差額関税を検討する過程におきまして、課徴金制度というもののについて比較検討された経緯はないのかどうか。これはBBOあたりでやっておるようでありましたが、そういう点についてお答えを願いたいと思います。

○谷川政府委員 課徴金につきましては、これはまた御意見もございましょうから、きょうは検討の過程だけを申し上げますが、BBOで課徴金制度をとっておりまして、これはなかなか問題がございまして、そのために生産だけがいたずらにふえて、とにかくBBO内部でも困っておるという事情もございまして。今回の豚肉、それから生きた豚の自由化に際しましての関税の改正の際には、とにかく差額関税で問題なくやれると判断をいたしましたので、いま申しましたような問題のあるものにつきましては、とるべきではないというのを考えたわけでございます。

○坂元委員 この肉の問題は、将来の問題として非常に大きいと思っておりますので、生産と消費との関係につきましては、的確に数量を把握して、そして輸入による国内への不必要な圧迫だとかあるいは摩擦がないように措置をしていただきたいと思っております。その点を農林省と通産省と大蔵省で十分御協議を願って、行政措置としても的確な措置を進められるようにお願いを申し上げておきたいと思っております。

もう一つ、肉の問題につきましては、牛肉の自由化については将来どう考えておられるのか。というの、三月八日の読売新聞の夕刊に、オーストラリアの非常に安い肉が入ってきておる、三越の全店でこれを販売しておるといふ広告が出ておりました。牛肉の輸入についての将来のお考えを、それぞれの立場から御答弁を願いたいと思っております。○谷川政府委員 最初の御質問の点につきまして

は、私も関係御当局と十分連絡を緊密にいたしまして、畜産農家の保護、それから農政展開の上に支障を来たすことのないように万全の措置を講じていきたいと思います。

○増田（公）政府委員 牛肉の考え方でございまして、御承知のとおり、肉牛というのは山村地帯の零細な農家に零細な規模で飼われておる、しかも山村地帯の有数なる現金収入源であるという実態があるわけでございます。かたがた牛肉につきましては、将来にわたって需要の非常に強いものである。また国際的に見まして、これはOECDあるいはFAOの報告等を見ましても、世界的に需給の逼迫する商品である。一九七五年には百万トンないし百六十万トン世界的に不足するのではないかと、こういうことがまたいわれているわけでございます。そういう意味におきまして、肉牛を全面的に海外に依存するというようなことに相なりますと、これは将来にわたってきわめて禍根を残すことになる。若干の時間はかりますけれども、現在の肉資源を維持培養しながら、できるだけ国内での供給体制というものを確保していくというのがわれわれの基本的な考えでありますし、また諸外国におきましても肉牛の生産については、そういう需給実態から、それぞれ自給体制を強化しているということは御承知のとおりでございます。

○坂元委員 最後にグレイプフルーツの自由化についてお尋ねをしたいと思います。これはきのうも質疑が行なわれたわけでありまして、四月十四日の十月に日米間において自由化交渉が行なわれた際に、いろいろ取りきめ等があると判断されておるわけでありまして、それに対するいろいろな条件がどうなっておるのか、また、その条件が整わない前にいゆる見切り発車等のことが起こってはたいへん困りますから、そういう点も含めて御答弁を願いたい。

○荒勝政府委員 ただいま御指摘のグレイプフルーツの輸入の自由化につきましては、四十四年の日米協議の際、日本側は、米国が日本産温州ミカン

の輸入解禁州を事実的に拡大するとの了解のもとに、日本はグレイプフルーツを四十六年十二月末までに自由化することとする考えである旨を表明し、かつこの場合、グレイプフルーツに季節関税を設定することを明らかにしております。このようない日米協議の結果を勘案いたしまして、四十四年の十月十七日の関係閣僚協議会におきまして、四十六年十二月末までに自由化することが決定されたいきさつになっております。その後、内外の情勢にかんがみまして、四十五年九月十日の関係閣僚協議会におきまして、四十六年十二月末までに自由化するものと決定された品目については、四十六年四月末日を目途にその完遂につとめると決定された次第で、この品目の中にグレイプフルーツが入っておりますわけでございます。しかしながら、グレイプフルーツの自由化につきましては、さきの日米協議の経緯もありまして、さらに現在総合農政を展開中でありまして、これらのことを念頭に置きながら慎重に自由化については対処してまいりたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○坂元委員 終わります。

○毛利委員長 小林君。

○小林（政）委員 今回の関税の改正は、ケネディラウンドの繰り上げ実施と、そして輸入の自由化、公害あるいはまた物価対策、非常に多目的な政策課題を関税機能が活用して行なっておるものでございまして、私はまず最初に公害問題について対策についてお伺いをいたしたいと思っております。大気汚染の主要な原因は、これはもう明らかになっておりますとおり、重油に含まれている硫黄によるものだとすることがその主要な原因になつておりますけれども、この重油の脱硫については、四十五年の七月から一応減税制度というものを設けて、そして脱硫重油の関税負担というものを四十五年には一キロリットル当たり三百円軽減をはかり、今回二百円を増加いたしました五百円の減税、これで関税負担は全額免除するというようなことになったわけでございますし、新たにまた、

低硫黄のものについては、暫定税率の六百四十円を百十円の軽減を行なつて、重油の低硫黄化というものを行なつておるものでございまして。私はそこで伺いたしたいんですけれども、脱硫装置の通油をいたしました量というのは大体どのくらいになるのか。そしてそれは総需要量の何%になるのか、まずお伺いをいたしたいと思っております。

○斎藤説明員 現在、脱硫装置が昭和四十五年末で、設備の能力をいたしまして三十八万六千バレルの能力がございまして、これが公害対策上の目標年次でございまして四十八年に、七十一万バレルまで増加することになっております。その時点におきまして、脱硫装置から出てまいります重油は四千三百四十三万キロリットル、これは全体の四四%に相当いたします。

○小林（政）委員 そのことは、きめられている環境基準、これに照らして一体いつまでか——環境基準としては、これは年間を通じて一日平均値がQ、〇五PPM以下というように、かきめられておりますけれども、これに照らして現状のものとではどの程度になるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○斎藤説明員 ただいま申し上げました数字は、昭和四十八年の目標に対して、それに対する対策としての重油脱硫による効果ということの数字を申し上げたわけでございますが、昭和五十三年をもちまして一応環境基準を達成する目標年次としておりますが、現在、昭和四十九年以降のものにつきましては数字を詰めておる最中でございまして、○小林（政）委員 しかし、これは一応四十四年二月に閣議でもって決定された環境基準でございまして、私どもは、いま公害問題がたいへんやかましく問題になってきておるときに、五十三年などというふうな目標を立てることはけっしてございまして、いまこれがどうなっているのか、こういう点について明らかにしてもらいたいと思っております。

○斎藤説明員 ただいま公害対策の上で、Q、〇五に對しましては低サルファの原油をできるだけ輸

入すること、それから重油を脱硫設備にかけること、天然ガス、LNGの積極的な導入をはかる、それから排煙脱硫を促進していく、こういうふうなありとあらゆる手段を講じて環境を整備していくというふうなことをしておりますが、これらのうち昭和四十八年度の、先ほど先生御指摘の数字でございますが、現時点では、昭和四十八年度の最終目標に対して、それらの対策がその目標値に対して順調に進められておるといふふうに私も考えております。

○小林政委員 この間接脱硫あるいはまた直接脱硫等によって硫黄の含有率というものを減らしておりますけれども、しかし、専門家の話を聞きますと、この装置によっても一四％ぐらいしかこれは下げることができないというふうな言われております。技術もいまだいふ進んでおりますので、あるいはもう少し下がるのかもしれないけれども、それでも一％ぐらいは空気中に、使用する場合にこれは出ることになりますし、まして最近の消費量というものは、これは年々増加をしているわけでございます。したがって、その絶対量というものは少なくならないようなことはなく、むしろ公害を完全に防止するという点から考えますと、はたしていま問題になっております亜硫酸ガス、この大気汚染の問題等について、これでいいのかどうかという点に非常に大きな疑問を感じるわけでございます。すけれども、これらの点について、はたして完全にこれで防止できるのだということがいえるかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○斎藤説明員 先生、先ほど脱硫設備の問題につきまして御指摘がございましたが、脱硫設備のうち、直接脱硫と間接脱硫とございますが、間接脱硫は技術的に完成しておる設備でございます。直接脱硫につきましては、世界で初めて動く設備であった関係上、当初いろいろなトラブルがございましたけれども、最近はその問題も解決いたしました。現在ございます直接脱硫三基は順調に稼働しております。

それから、昭和四十八年度の目標値に對し

て、だんだん重油の使用量がふえてくるということに關する御質問でございます。私どもは、公害対策上のローサルファ燃料が供給されなければならぬ地域のことを要対策地域と呼んでおりますが、それらの数字は、四十八年度で約九千九百万キロワットの重油が供給されなければならぬというふうな推定しております。その平均の硫黄分の含有率を一・二％と推定しております。もちろんこれは、今後需要がふえていくということも推定した上での数字でございます。あるいは地域的には風洞実験にかけまして、それらの地域が今後いかに発展するかということも、風洞実験を含めまして詳細に分析した結果、定めた数字でございます。その平均サルファ一・二％に對していかなる手段でこれを達成するかということ、先ほど申し上げました諸手段があるわけでござい

ますが、この中で特に脱硫設備の果たす役割ということは、先ほど申し上げました四千四百万キロワットというものが、その際脱硫設備から出てくる重油の量でございます。

○小林政委員 平均一・二というお話でございますけれども、私はやはり、一・二％であってもこれが燃料として使用されます場合にはどうしても亜硫酸ガスを排出する。これを完全になくするということは、いかにとくわめて困難だとは思いますが、すけれども、しかし、このような状態の中では、むしろ完全に公害を防止していくのだ、こういうことであれば、これはどうしても法律に基づいてでも完全な排煙脱硫、こういう装置を企業の責任で取りつけさせるべきではないだろうか。いわゆる一・二、これで事足りるということではないかと私は思います。その点について一体どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いをいたしたいと思います。

○斎藤説明員 先ほど一・二％と申し上げました。この数値は、燃料のみならず、これらの排煙脱硫の効果というものを燃料に換算いたしました。一・二％という数字を申し上げたわけでございますが、昭和四十八年度における排煙脱硫というものは、

現在のところ数字を持っておりませんので、お答えがむずかしいのでございます。排煙脱硫につきましましては、通産省は、大型プロジェクトということで工業技術院で予算をつけて、ここ三年余り研究してまいりました。一応排煙脱硫というものの技術的効果あるいはプラントの運転につきましまして自信を得たということで、現在千葉と四日市で、おのおの東京電力それから中部電力で実験プラントを建設いたしました。それらの一応の成果を得たということから、実験プラントはほぼ五万キロワットのプラントでございますが、それを十一万キロワットに大きくいたしました。もう一度十一万キロワットスケールでの排煙脱硫の実験をしようというのが、排煙脱硫に關する現時点での状況でございます。

○小林政委員 いまの御答弁ですと、排煙脱硫も一応計算の中に入れて一・二％というふうなお話でございますけれども、私、この前この大蔵委員会通産省に質問いたしましたときに、いわゆる間接脱硫あるいは直脱、こういったようなものを行なっても大体技術的には一・二％だ、しかし、実際にはそれより少し上がるかも知れない、こういったような御答弁をいただいております。それがゆえに、いまこの脱硫装置を取りつけているから、これによって減免の措置を今回行なうのだというけれども、そういうことであるならば、大口使用といえますが大量に使用する鉄鋼とか電力だとか、こういうところにかきまわって責任をもつて排煙脱硫を行ない、そして取り切れなかったこれらの硫黄分をやはり取っていかなければ完全な公害の防止ということにはならないのじゃないか、こういうことでいま質問をいたしているわけなんですけれども、これをも含めて一・二％ということでは、ちょっとこれは納得ができないわけなんです。排煙脱硫でこの程度しか取れないということになるのでしょうか。

○斎藤説明員 一・二％と申ししたのは、四十八年度の環境基準を守りました上での数値、重油のサルファ含有量に換算いたしました数値でございます。

いまして、そういうふうに一・二％の重油をたい

と同じ状況がはかれるならば、現在の目標値として定めております環境基準を守ることができるといふことでございます。

また、排煙脱硫でございますが、四十八年度はまだ試験的な段階で、本格的な大型プラントが操業できるといふ段階には至らないのではないかと

いうふうな私ども考えるのであります。それらの数字は、先ほど九千九百万キロワットと申し

ましたけれども、それらの中における排煙脱硫の占める位置というものは非常に低い数字でございます。

それから、将来の排煙脱硫の問題についていかに考えるかということについては、先生御指摘のとおりでございます。私どもその方向で考え

させていただきたいと思っております。

○小林政委員 この硫黄を取り除いていくというところで、今回脱硫装置を通った原油に對しては

関税負担分というものを還元するのだ、そしてさらに低硫黄の原油についても減税、これを今回初めて適用するのだ、こういうことで必要減税額ということになっておりますけれども、私はむしろ、関税でこのような措置をとられるということについては、本来、さきの国会でも問題になりました、公害は当然企業がその責任を負うべきである、したがってその公害対策費というものの企業の負担によって行なうことが原則である、こういうことが前回国会の中でも大きく論議をされたわけでござい

の油について脱硫をして使用者に提供してほしいという、むしろ相当な施設費を負担させておるわけでございますから、とにかく脱硫しますものについては、建設関係についても何らかの建設するに付いてのインセンティブを与えなければいけない、そういうことで昨年の措置を拡充したい。それからできるだけローサルファのものを入れなければいかぬ。業界でもだんだんローサルファのものを多くするようにつとめておりますし、政府でも指導しておりますが、先般も議論がありましたように、欧米を中心にしてローサルファの原油の需要が高まってまいりましたから、なかなか手に入りにくい。また今回それをインセンティブを与えてシェアを拡大していくということでございますから、私は先生がお話しになったふうには思っております。

○小林(政)委員 減税をしたその結果というものが公害を防止するんだからいいではないだろうか。こういうようなお話でございませうけれども、少なくとも減税措置でもって行なう場合には、前回参考人の方からも、できるだけ一般の消費者、そういう末端まで行き届いたものでなければならぬ、こういうようなお話がございましたけれども、はたしてこれによって原油の脱硫を済んだものが、それだけ価格が安くなるのか、そういったようなことが行なわれていくのでしょうか。

○斎藤説明員 重油の脱硫コストとそれの製品の販売価格についての関係は現時点の数字で申し上げますと、現在脱硫コストは一キロリットル当たりおよそ千八百円かかるというふうに考えられております。それに対して製品の販売面でございしますが、これは硫黄分が幾ら含まれておるかというところによって商品価格がきまってくるわけでございますが、この硫黄分が低くなったものの販売価格の幅というものは脱硫に要するコストよりはるかに低いものでございます。したがって、現在まで脱硫を行なつてまいりましたけれども、それらの価格は、そのために末端価格が上がるというふうな現象は起こっておりなくて、それはいい

ままのところでは企業の合理化ということの中に吸収させるべきであり、また吸収してきたわけにございます。サルファが低くなったという商品価値のメリットですが、それは製品の販売価格に反映されておるといふのがメリットでございます。○小林(政)委員 サルファが低くなった重油というものは、逆に、私は値段の上では、非常に良質なんだというところで価格が上がるんじゃないだろうか、そしてむしろ硫黄をたくさん含んでいるものは値段が安くて、逆の結果が出てくるんじゃないだろうか、こういうふうに考えるのです。それらの点から考えても、今回の減税措置というものが、先ほど申し上げましたとおり、当然硫黄をたくさん含んでいるものを承知で、これを燃料として使用するというのか、製油会社がこれを仕入れてくるわけですか、私、そういう点からいけば企業がその負担というものも負うことが原則じゃないだろうか、非常に矛盾する内容をこの中では含んでいるんじゃないか、こういうふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○斎藤説明員 硫黄分の少ない重油は、その硫黄分が少くないということがその価値が高いということとございしますので、当然販売価格は高くなっております。先ほど私の説明もちょっと舌足らずで、先生御理解いただけなかったのですが、高くなっておるといふのは先生御指摘のとおりでございます。それから現在までの脱硫コストというものをそのまま製品価格に落としておるわけではなくて、製品価格と、製品価格に出てまいりますローサルファのメリットというふうなもの、そのメリットは脱硫コストをカバーし切れぬという現状が起ころうとしておりますけれども、それらにつきましては従来は企業合理化ということの中で吸収し、今回の脱硫設備に対する関税還付というふうな手段によりまして、これが吸収されていくという効果を持っておると思ひます。

○谷川政府委員 ちょっと誤解があるようでございますからふえんして申し上げておきますが、脱硫重油減税について、たとえて申し上げますと、

とにかく硫黄分の多い油をたいて大気汚染をする工場等につきましては、これは確かに工場のほうでいろいろな公害防止施設をしなければなりません。それらにつきましては別途政府のほうで、開銀でも出してありますし、それから公害防止事業団でも、それから中小企業につきましては中小企業金融公庫でも、公害防止施設等の貸し付けのワケを昨年よりも増大をいたしております。ところがこれは、とにかく硫黄分の軽いものをつくるような施設はいへんばく大な金がかかります。政府で、ひとつつくってくれ、どんどんつくってください、そういうのも、なかなか助成をしてやらぬとつくれませんので、こういう措置を講じまして、油精製業者が、ここで直接この公害が出てくるわけではございませんが、公害を出さないような油を提供してやってください、その施設をつくりなさいということをやっておるわけでございしますから、誤解のないようにしていただきたいと思います。

○小林(政)委員 この問題はここでやっておりますとだいぶ時間をとりますので……。ただ、ここでもちよっと一言だけ言っておきますが、局長の言うことはわかりますけれども、あくまでこれは商品としてやはり売っているものでございしますね。そうしますと、何かサルファの高いものを、これをもっと低いサルファのものにしていくのだ、そのことが結局は公害を防止していくことになるんだから、それを援助していくことはこれは当然なんだ、こういうお話について、商品として当然そういうものを、別に公共団体がやっているわけではなくて一般の民間業者が、企業がこれを行なっているというところについて、私は、こういうことをやるのが、むしろ国が公害の企業負担を背負っていることになるんじゃないだろうか、肩がわりをしてやることになるんじゃないだろうか、こういうことを申し上げたわけでございまして、この点については一応先に進ましてもらいたいと思ひます。

昨日もすでにいろいろお話が出ておりますし

て、官澤通産大臣からも御答弁がございましたけれども、OPECの原油値上げ問題について、国際石油資本が原油一バレルについて二十八セントの値上げを通告してきたというふうなことから、石油各社が元売り価格の値上げの問題について、一斉にこれのよう金額まで新聞などでも報道されております。たとえばガソリンは一キロリットル二千円だとか、灯油は二千円だとか、軽油が千五百円だとか、重油は千円とかいう形で出されております。私は、この値上げ問題については現在交渉中である、こういったようなときに各石油会社が元売り価格としてこういったようなことを実施をするという姿勢を示すということは、これはきわめて遺憾だといふふうに思ひますし、ましてこの結果、一般の消費者の消費価格にこれが大きくやばり値上げという形でね返ってくるような結果を招くのではないだろうか、こういうふうな結果を招くわけです。官澤通産大臣は、これは業者が吸収するように指導する、こういうような御答弁を昨日されましたけれども、指導するというところで、はたして結果はどうなるのかというところは明らかにならないわけでございますし、具体的にどのような対策を考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○谷川政府委員 OPECの値上げ問題につきましては、そのねね返りの問題につきましては、きのう通産大臣もお答えになりましたように、ただいまメジャーと日本の石油精製会社、交渉中のごとでございます。これがすべてこっちへひっかぶってくるというところは何とかして阻止してもらいたいと私も考えております。それからまた、かりに日本側に負担がかかってくる場合にも、それをなまに直ちに消費者に転嫁していくということはおかしいというふうに思ひます。新聞に出ておりますことはまだ予想の段階がはい入っておりますようでございます。あれでもうきまいったものだとはいまだ聞いておりません。精製会社のほうで合理化の余地も相当あるように私も見ておりますし、それからまた流通段階につきましても合理化の余

地があるように思います。そういうことをやってもらって——全部転嫁するということはおかしいというふうに私は考えております。

なお対策ということでございますが、おそらく原油関税などをどうするかということも含まれておると思います。これに關して申し上げますならば、この間もお答えしましたように、現状では減税することを考えておりません。とにかく巨額な金額でございまして、しかもこれが大部分が石炭対策の財源になっております現状におきましては、これをどうすることもできません。したがって原油関税を下げるということにつきましては考えておらないことを申し上げます。

○小林政 委員 結局具体的な対策というふうなものは、いま検討してはいるけれどもまだきまつていない、こういうふうな受け取ってよろしゅうございませうか。

○斎藤説明員 大筋の考え方につきましては先ほど私がここで述べたとおりでございます。私も大臣の意向を体しまして、それに対していかに対処していくかということをお願いしたいという検討しております。まだ具体的にどうというふうなことを申し上げられる段階には立ち至っておりません。

○小林政 委員 これは強く要望いたしておきたいと思ひます。消費者の灯油だとかあるいはガソリン、こういうったようなものとか大きなしわ寄せがかかってくるのではないかと、こういうことが予想されるわけでございますけれども、この点については、これを消費者に負担せよというふうなことは極力避けるべきだ、こういうふうなことを考へますので、その点を強く要望いたしておきたいと思ひます。

時間がありませんので、それでは、先般来すでにこの問題についてもいろいろと各委員から御質問が出ておりましたけれども、グレープフルーツの自由化の問題について一点お伺いをしておきたいと思ひます。

グレープフルーツの輸入の割り当ては、ここ数

年来具体的にどのような状態であつたのか、あるいはまた温州ミカンの輸出量等については、ここ数年來具体的にどのような状況であつたのか、まずその点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○荒勝政府委員 グレープフルーツの輸入量は、四十三年に千二百三十三トン、それから四十四年に千八百四十四トン、それから四十五年には二千二百六十五トンと、年々多少ずつ増加しております。これは私たちのほうで、現在、輸入制限でございまして、割り当て量をふやしておる結果、こういうふうになっておるのではなからうかと思ひます。

また国内の値段を申し上げますと、一キログラム当たり卸売価格が平均しまして、三百円前後でございまして、小売店では、一つ、安いので二百五十円、高いのでは五百円前後で販売されておるようでございます。

また、ミカンの輸出量につきましては、いまちょっと手元に——さがしまして、あとでまた御報告申し上げますけれども……

○小林政 委員 今回自由化を行なうということでございますけれども、自由化した場合の輸入量は大体どのくらいというところを見込んでいらしゃるのか、お伺いしたいと思ひます。

○荒勝政府委員 私たちの見通しでは、グレープフルーツを自由化した場合にどのくらい入るかといいことにつきましては、現在アメリカから主として入れておりますが、アメリカの年間の総輸出量というものが、ヨーロッパあるいはカナダ等にも出されてはおるようでございますが、全部で大体十万吨前後でありまして、バナナの自由化あるいはレモンの自由化のときのように、そう一挙に大量のものが輸入されるとは思つていない次第でございます。したがって、小売価格にございましては、自由化されますと輸入数量が増加いたしますので、また現在は比較的高級品が売れておりますが、大衆品の輸入等も行なわれるという判断もありまして、現在の半値前後にはなるのではなからうか、こういうふうに見ておる次第でござい

います。

○小林政 委員 温州ミカンは現在ではもう計画を上回つて非常に大量に出回つておりますし、こういう関係から、温州ミカンの米國への輸出が一体どの程度という状況でふえていっているのか、その点についてちょっと先に伺いたいと思ひます。

○荒勝政府委員 温州ミカンの対米輸出につきましては、全体といたしまして四十二年に約一万九千五百トン前後の輸出、四十三年に二万三千トン、それから四十四年はおおむね横ばいでございまして、やはりこれも二万三千トンというところでござい

ます。四十五年はまだ集計いたしておりません。

○小林政 委員 いま数字を伺つたわけですが、けれども、四十四年、四十五年ほとんど動いていない、こういう状況になるわけですが、何か聞くところによりまして、温州ミカンの対米輸出は、アメリカではかなり病について心配といひますか、そういう点から、一定の証明をちゃんとされるような、そういう指定園で栽培されたものでなければならぬ。こういうったようなことから、指定園のまわりについても四百メートルくらいの地域は雑草等全部一本もあつてはならない、こういうったような非常にきびしい規定があるといふふうに聞いております。ナツミカンだとか伊予カンだとかハッサクだとか、こういうったようなものがまわりであれば、引き抜かなければ、これが適格なものとして受け取れない、こういうようなきびしい条件がついていゝということでございますけれども、これはミカンが逆にグレープフルーツの輸入を増す露払いというふうな役割りを果たさせられるのじゃないだろうか。こういう点で非常に心配をしておりますが、このようないふ事案があるかどうか、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○荒勝政府委員 日本の温州ミカンの輸出につきましては、ただいま御指摘のとおり、日本側におきましては、非常にきびしい、いわゆる無病地区といふものを、主たる輸出生産地に私たちのほうで補助金を出しまして設けまして、また日本側の国内の植防上の検査官もしばしば現地を訪れ、またアメリカ側からもときどき検査官が参りまして、厳重な検査を実施した上でアメリカに輸出しております。これは私、植防の担当者ではありませんが、國際的にやはりミカンとかその他のくだものの輸出につきましてもきびしい検査を設けて、相互になるべく無病のものを輸出するように努力しているのではなからうか。したがって、アメリカのほうでもこういうかんぎつ類については相当な検査は十分やっておりますと思ひますし、また逆に、日本が現在、たとえはリンゴ等については、病気があることを一つの理由といたしまして、検査上アメリカからはリンゴ等の輸入はいたしておらないということ、やはり相互にきびしい検査というものが、自由化したとしてもなお今後とも続くのではなからうか、こういうふう

に思つております。

○小林政 委員 そういふきびしい条件がつけられていゝということ、一つには輸出がいろいろとむづかしい、伸びない理由にもなつていゝんじゃないだろうか、私はこういうふうにも考へます。特に、このような状態の中で、いま需要をはるかに上回るミカンが出回つていゝわけですが、こういうったような中で、先ほどお話ございましたが、なぜ今回、日米間の話し合いや閣僚會議の決定によつて、四十六年の十二月までに自由化を実施するといふ——話し合いによつてきまつたことだとはいふけれども、このようないふ中で、私は、少なくとも日本のかんぎつ類、特に温州ミカンを保護していくことは非常に重要なことじゃないだろうかといふふうな考へますし、まして、季節関税といふような取り扱いで今回やっておるわけでございますけれども、グレープフルーツは御承知のとおり冷蔵すればいつでも季節に關係なく出荷をすることができるような状況にもなつていゝわけですが、このことによつてミカン業者、ひいては日本全体のかんぎつ類等にとつて大きな打撃を受けることは各委員も指摘されておりますけれども

も、私もその点はもう明らかだろうというふうに思っています。こういう立場の中で、なぜ今回急に実施をしなければならなかったのか。その点について、閣僚会議の決定というだけではなく、具体的に、国民が納得のできるような御答弁をいただきたいと思っています。

○荒勝政府委員 このグレープフルーツの自由化に伴いまして、自由化と同時に関税率の季節税を設けるということで、今回当委員会に審議をお願いしているかっこうになっておりますが、われわれといたしましては国産のかんきつ類全体の出回る時期を考慮しながら、十二月から翌年五月までの六カ月間を季節税として四〇％を課する。これらの季節税でおおむね国産のかんきつ類の出回る時期、約九割が出回り時期に相当するというところで、われわれといたしましては国産のかんきつ類に対してある程度の保護ができるのではなからうか、こういうふうになっております。

それから第二点の御質問の、十二月とあるのをなぞ四月にしたか、具体的な答弁をしるというお説でございますが、これは当初アメリカに對しましては十二月というところで一応の話をしておりましたが、純粹な国内事情で、いわゆる経済事情その他のいろいろな事情で、四十六年十二月とあるのを、ほかの輸入自由化予定品目も全部一括四十六年四月中に自由化するという政府の一つの方針に従ったものであります。グレープフルーツだけを特に十二月を四月に繰り上げたというわけではないのであります。

なお現在の段階におきまして、四月に直ちに実施するかどうかにつきましては、あらためて政府の方針といたしまして一応確認の上、四月に自由化するかどうかについては現在慎重に検討しておりますということでございます。

○小林(政)委員 私は今回のグレープフルーツの問題、そしてまたなおかつ日米間で、アメリカの余剰農産物等は日本が大きな市場になってきている。しかも自由化というような問題についても、このような立場から非常に強くアメリカから要請

をされてきている、こういう中で行なわれているというふうに聞いておりますけれども、日本のミカンがいま危機に瀕しているといっても言い過ぎではない。こういう状況の中で、アメリカの一方的なこのような要請の中で、すべての食糧やあるいは原料、農産物、こういったものも含めて日本がアメリカの市場になっていく、こういうあり方といえますか行き方については、やはり十分考え、反省もしていかなければならないのではないだろうか。この点を強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○荒勝政府委員 ただいま答弁いたしました中に、温州ミカンの輸出の量を申し上げましたが、あれは全体の量でございます。アメリカだけに限定いたしますと、四十二年に五十三トン、四十三年に六百七十七トン、四十四年に六百九十三トン、こういうふうになっておりますので、訂正させていただきますかと思ひます。

○毛利委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十八分休憩

午後三時九分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。木野君。

○木野委員 私は、関稅定率法の一部を改正する法律案につきまして、そのうち特惠關稅に關する事項につきまして、福田大蔵大臣の御意見を聞きたいと思ひるのであります。

この特惠關稅の問題は、一九六四年に第一回の國連貿易開發會議におきまして、南北問題解決の一つの方策として取り上げられたものであります。いよいよ実施の段階に入つてまいりました。この特惠關稅の問題といふのは、代價なしに關稅を一方的に引き下げるといふことであります。關稅政策としましては、私は異例なものであると思ひるのであります。この問題につきましてはまた南北問題の解決という大きな問題がありますので

広い視野から検討しなければならぬ問題である、このことも感ずるのでございます。それととも、特惠關稅が施行になりました場合には、国内産業に与えますところの影響がきわめて大きなものがある。ことにそれが中小企業に對して深刻な打撃を与えるというのであります。私は、各國見てまいりますと、どの國におきましても、この南北問題の解消という大きな問題と、もう一つは国内産業に摩擦なしにやういふことというこの二つの命題、これをどのように調和するかということ而努力をしようと思ひるのであります。

ことにさういふ点から見えてまいりますと、わが國の場合を具体的に考へてまいりますと、大臣も御承知のとおり、わが國の輸出のうちの繊維、雜貨といったものの占める割合が三〇％である。アメリカでは一二％、西ドイツは一五％、さういった数字を見てまいりますと、非常にわが國の經濟が重工業化してあるといひましても、ほかの國に比べますと、いまだ輕工業に重点を置いた域にあるわけでありまふ。さうしてまた、この輕工業品の輸出先を見てまいりますとアメリカが多いといふこともいわれると思ひます。さうして、アメリカの市場に對しまして東南アジアの開発途上國の輸出先が競合するわけでありまして、ただいま申し上げた日本の國の經濟構造からいひましても、また輸出先からいひましても、ほかの國以上に關係が深いものがある、影響の大きいものがある、こういうふうになると思ひます。しかも、わが國內の産業を見てまいりますと、中小企業が非常に多い。後ほどまた申しますが、九人以下の従業員をかかえておるところの中小の企業が非常に多いといふことでありますので、あれやこれや考へてみまして、非常に国内的影響、深刻な打撃を与えるんじゃないかと思ひるのであります。この二つをどのようにマッチさせていくか、ここを政府としまして十分にお考へ願ひたい、このことを思ひるのでございます。

それで、さういふ意味から見てまいりまして、ただいままでの審議を通じて、たとえば特惠關稅につきまして、一般品目のほかに例外品目を設ける、またS.P.品目を設けるといふふうな税率の調整をはかつておるといふことも出ております。また、農産物につきまして特別の課税を考へておるといふことも出ております。また、エスケーブの条項も載っております。さらにまた、緊急關稅の制度、これも考へておるといふことが条文に出ております。さういふ条文を考へるといふことで、政府としましては実情に即してやういふことといふことはお考へなものでございまして、しかしながら、これらの運用につきましてさらに考へていただかなければいかぬ点があるんじゃないかと思ひます。さういふ点であります。要するに、この特惠關稅につきましては、開發途上國の援助といった大きな國際經濟的な問題と、国内經濟の摩擦をなくするといふ問題、この二つがあるわけでありまして、實情に即して弾力的に運営していくといふこと、さうしてその必要性は外國以上に強いと思ひるのであります。

○福田國務大臣

特惠が与える影響、特に中小企業、これに對する影響につきましては、あなたと同じような認識を持っております。つまり、わが國は何といつても中小企業の國であるといつてもいいくらいな國柄でございますので、中小企業に對する影響は諸外國の比ではない、こういう認識を持つべきである、かように考へます。ただ南北問題、これにわが國として留意せざるを得ないわけで、問題は御指摘のとおり、その調整をいかにするかといふ問題だろうかと思ひます。これはすでに御説明してあるわけなんです、この特惠關稅のやり方自体の中にもさういふ配慮がありまして、中小企業に對する影響、最悪の事態におきましてはこの特惠關稅を取りやめるといふところまで考へておるわけなんです。しかしさういふ事態は好ましくない。そこでさういふところ

までいかないで何とかしなければならぬ。こういうのが私も政府の考え方になるわけでありまして。そこで中小企業特恵対策臨時措置法というものを策定いたしました。いま御審議を願っておるこの法律案でございますが、この法律案の成立を見たい。これのつとめて最善の策を尽くしてまいりたい。つまり、資金上においてしかり、また税制上においてしかり、またその他各般の面において中小企業の受ける影響というものを緩和してまいらなければならぬ、かように考えておるのであります。万遺憾なきを期してまいる、かような考えでございます。

○木野委員 ただいま大臣から、日本の国の産業構造を見てまいりまして、やはり中小企業の果たす役割が非常に大きい、中小企業の国だともいえるという話がありました。そうしてこれが円滑にいけるように十分配慮するという話がございますが、そのためにはどうか実情をしつかりと認識していただいて、そうして適時適切な手を打っていただきたい、このことを思うのであります。

そうして南北問題の解決、開発途上国に対する援助ということについては、私も広い視野から見ていく考えでございますが、しかしながら実情をよく見ていただいて、そうして措置願いたいと思っております。そういう意味からいってまいりますと、開発途上国のうちで競争力の非常に強いものがあるわけですね。日本と比べて相対的に強いというわけではなくして、わが国以上に強いというふうな場合もあるわけでありまして。そういう場合には特恵関税を与えることがどうであらうか、考えざるを得ない点があるわけでございます。

そういったものはたくさんございますが、たとえば繊維についてお話し申し上げたいと思うのであります。東南アジア各国すべてそうでございますが、韓国につきましても、一九六七年に韓国からわが国に入ってきた繊維が五十一億円という統計が出ております。それが一九七〇年には百九十二億円となっておるのであります。倍率で申しますと三・七倍になっておる。韓

国から日本に繊維製品がそれだけたくさん入ってきているわけでありまして。そうしてまた日本だけに入ってくるのではなくして、おそらくアメリカにも行っておると思うのであります。アメリカにおきましますところのわが国のシェアを見てまいりますと、自主規制その他があったかと思ひますが、一九六六年では三三％だった。それが一九六九年には二九％になっておる。この数字から申しますと、韓国の繊維製品は競争力が非常に強くて、わが国にもどんどん入ってくる。またさらにアメリカにもどんどん出ておるということではなからうかと思ふのであります。台湾につきましても同じことが言えると思ふのであります。そういう競争力の強い国ないし競争力の強い物品、そういうものにつきましますには、ことに弾力的に運営していく必要がある、このように思ふのであります。それに付きまして大臣の考え方を聞きしたいと思ひます。

○福田国務大臣 貿易の大勢論をいたしまして、わが国は重化学工業、これにだんだんと重点が置かれるような状況になりつつあります。軽工業品は、南北問題というふうな立場から申しますと、開発途上国がそれを分担するということのような傾向を持つておると思ふのであります。ただ、そういう傾向が進む過程において、わが国の産業に大きなシエックが与えられてはならない、こういうふうな考えが、それが私は妥当な考え方ではあるまいか。軽工業品は、これは開発途上国でなじみやすい産業であります。これはわが国に対する輸出に對し、極めて厳密な防衛対策をとるというふうなことであります。これはやはり南北問題という広い視野から見ると、わが国の立場としていかにかなものではないか、こういうふうな思ひます。ただ問題は、そのシエックをどういうふうな緩和するか。そこで網関係につきましては特にそういう関係が目立ちますので、これを特恵関税から除外するといふふうにいたしました。その他のものにつきましては特恵対象として関税の減免を行なう、こういうふうないたしておるわけでありまして。

また同時に、地域的に問題があるところがあるわけでありまして、たとえば香港がいま特恵の対象になるかならないか、こういうふうな問題があります。香港、これは繊維がかなり優勢な地域でございますが、そういう点をどうなるかというふうな考え、そういう問題があります。まあ要は、私はあんまりかたくなな考え方としてはいいか。開発途上国の産業の育成というふうなことも思ひをいたさなければならぬと同時に、わが国においてそういう国々からの輸入が急激にふえるということに對しましては、これは考えなければならぬ。ことにいま繊維産業はちよつと過剰設備の状態にありま

すとか、あるいは設備が陳腐化したとかいう特殊な問題をかかえております。そういう問題に取り組みまして、特恵の影響が過剰に深刻に響くという状態に對しまして備えるところがなければならぬ。そういうふうな考えまして、それらの対策に遺憾なからしめたい、かように考え、四十六年度の予算なんかでもかなりそういう面に配慮をいたしておる。また資金の面におきましても特恵ワックというふうなものも設けて、そうして資金融資の面からともなうな考え方を進めていく、こういう対策をとっているわけでありまして。

○木野委員 特恵関税は、初めに申しましたとおり、国際経済的な問題、それと一つは国内的な問題と、二つあるわけでありまして、大臣は初めの問題についてはかたくなな態度はいけないうことでは話がございます。私は特にあとの問題につきましては、あたたかい気持ちでひとつ御処置願いたいと思ふわけでありまして。

ただいま香港の話が出ましたが、八条の二の二項で、地域を限り、品目を指定して、そうして特恵関税を供与することができるとある条文がございます。この特恵関税の問題は、第一回のUNOTADの会議におきまして、加盟国に對して与えらるゝということがあるわけでありまして。八条の二の二項で地域についてもできるとなっております。そこで加盟国の場合と八条の二の二項の場合と、

条文によりますと、地域を限り、品目を指定してできるというところから、私はこの二項の場合のほうは——一項の場合でございまして、会議その他の合意がありますから一応縛られますが、二項の場合は品目に限るのでありますから、さらに幅広い運営ができるのではないかと、こういうふうにも思ふわけでありまして、その点につきましてもどうございましょうか。

○福田国務大臣 それはそのとおりであります。たとえば、いまお話しした香港のごときは、英国の一部である、こういう地域でございますから、その一部である香港を指定いたしました。そして指定した品目につきまして特恵を与える、こういう他の特恵供与国とは違つた処遇ができる、そういう仕組みになっております。

○木野委員 香港で繊維製品について私見てまいりましたところ、この国も実は非常に競争力の強いところでありまして、一九六七年には九億九千万円というものがわが国に對して入ってきたのであります。一九七〇年には八十三億円と、八・五倍にのぼつていふような状態でありまして。私は、さきにNOTAD諸国につきまして申し上げましたが、実情に即して運営してくれと申しましたが、こういう競争力の強いところの場合、こういう場合には実情に即するように運営していただく。したがって、繊維についてこそそうでありまして、雑貨、そういうものについても同じことが言えると思ふのであります。こういった競争力の強い繊維とか雑貨、そういうもの、これにつきましては特別に考えていくべきではないか。ことに八条の二の二項によりまして品目を指定することができるとありますから、こういうものは除外品目とすべきではないかと思ふのですが、それに対して大臣の考え方を伺いたいと思ひます。

○福田国務大臣 香港のような地域につきましてはお話しのとおり品目指定をいたしまして、わが国に對する影響、こういうものを緩和する、こういう考え方を進みたい。かりに香港が特恵地域と

して指定されるにいたしました。そのようにならうにしたい、かように考えております。

○木野委員 特恵関税の制度につきましては以上いたしました。次に国内産業に与える影響、こういった点から二、三伺いたいと思います。

先ほど申しましたとおり、特恵の実施によりまして国内産業が非常に影響を受ける、その点はこの諸外国と違ひまして、日本においては特に打撃を受けるのはどういった業種かといふと、繊維製品、軽工業品であります。しかもその実態は中小企業が非常に多くて、織物に例をとってみますと全部で五万七千軒あります。従業員九人以下というのが八六%、メリヤスにつきましては一万四千軒あります。七二%が九人以下だという状態です。そういった中小企業に非常に影響を受けるわけでありまして、それにつきまして、最初に大臣言われましたが、金融面、税制面その他の面から特恵の御配慮をお願いいたします。私はこういうふうに思うのでございます。政府の各部局におきまして、このことはたいへんだということに感じておられまして、お考え願うところの思ひは、そういった非常に中小零細企業でありますので、さらに思ひをいたしていただきます。十分な配慮をお願いいたします。このように思います。

○木野委員 大臣に二つばかり伺いたいと思います。一、それで、この点につきましては、これまた大臣が初めに言われましたが、中小企業特恵対策措置法というところで救済の措置を講じておられるのは私も見ておりますが、何と申ししても裏づけになるのが財政的な措置であります。資金の裏づけであります。大蔵大臣はこの資金の裏づけという点につきまして一番の当面でございます。先般の本案議におきまして、福田大蔵大臣は金に渋いのじゃないかというお話がありましたときに、金は渋い、国全体の財政を預かる者として金は渋いが、しかしながら必要なのはほとんど出して

おる、そういったところでは決して渋くないんだというお話がございましたが、私は、こういった部門につきましてはどうかひとつ思い切った金を出していただきたい、そしてショックがでるだけ軽く済んでこの問題を乗り切るようにしたい、このことをお願いする次第であります。大蔵大臣といたしまして、国内産業、ことに中小企業に對するそういった問題についての考え方を伺いたいのであります。

○福田國務大臣 そこで具体的な中小企業特恵対策といたしましては、中小企業特恵対策臨時措置法というものを本国会に提案をいたしておるわけなんです。そこでまず資金の問題、その確保をはかること、それからなお企業は中小企業でありますので、信用保険の特例を設ける必要があるというふうに考えまして、付保限度額を別ワグとして設定する、てん補率を百分の八十とする、保険料を通常の三分の二とする、そういうような特例を行なう。さらに、課税の面におきましては、減価償却、資産の償却につきまして特別に措置を講ずる、こういうようなことをいたします。その他、これは金や税には関係ないかもしれないけれども、あるいは転換する人のための職業の訓練を実施いたしますとか、できる限り国としては助成をしていきたい、かように考えておるのであります。特恵というものは、世界体制上、世界の中の日本という立場でやむを得ないことでありますけれども、その与える衝撃が中小企業者にしわ寄せされることがないように最善の努力をしてみたい、かように思います。

○木野委員 大臣に二つばかり伺いたいと思います。ただいまの御方針でやっていくということで、中小企業もその点は力強い激励を受けたと思うのであります。特恵関税の実施によりまして被害を受け、苦況におちいったという産業につきましては、特定事業ということではこれを救済するわけ

であります。ただいま言われました措置が講ぜられるわけでありまして、それでは、特恵関税で困った、だからなんだというのではないのであります。繊維製品が困っておる、中小企業の難貨等が困っておる、それじゃ当然なるのかという、そうじゃなくして、そういったうちで政令で定める事業、そこで初めて、ただいま大臣の言われましたような点が動くわけでありまして、いよいよ台風が近づいてきて、近く実施になるということで現在業界では非常に心配し、かつ相談しておるのであります。政令で定める特定事業の認定、これを早くしてやらないと困るのじゃないか。倒れてしまつてから特定事業に指定いたしました、金を出しますといつても、これはもう手おくれということになるわけでありまして、そこで機を逸せずやるように、準備でいへばドクターストップをかけるのであります。ふらふらになつて倒れてからかけてはもうおそいのであります。これはこうだといふその辺のところは非常に大事だと思つて、その辺のところは間髪を入れずに間に合うようにやられると思つてあります。非常にかたくいいまして、半分以上ほとんど倒れなければだめだといふようなことで運用になります。私はせっかくなの措置が生きてこないと思つてあります。この特定事業の認定につきましては、少し前広にやっ

ていくぐらゐの姿勢で臨んでいっていただきたいと思つてあります。臨時措置法の三條の認定、これにつきましては大臣の考え方を伺きたい、これにしたいと思います。

○福田國務大臣 臨時措置法の業種の認定、それに関連する認定のタイミングにつきましては、関係各省、これがまず第一的に目を光らせなければならぬ問題なんです。これらの関係各省においては、特に中小企業を預かる通産省におきましては留意をしておると思ひますが、十分連絡を密にいたしまして、機を失することがないように善処いたします。

○木野委員 この認定の問題は、ただいま大臣からお答えのとおり、品物によりまして通産省あるいは農林省ということであらうかと思ひます。しかしながら、「政令で定める。」となつておりますし、全体を通じまして大蔵大臣の關係でもあると思ひますので、十分にお伺いしたいと思ふのであります。

それともにもう一つは、特恵関税につきまして国内的な措置も十分にたつたということでありまして、これは今後流動化するし、そしてさらに深刻な場面もあるのではないかと私は思つてあります。これで十分だといふのでなくして、場合によつてはさらにまた援助措置をふやすといふようなことも考えていただきたい、こう思つてあります。

そしてまた、業界全般で見えてまいりまして、今度の措置法は産業構造を高度化するといふ意味で、転業という面でもとらえておるわけでありまして、しかしながら、実は中には廃業のやむなきに至るものもあるのじゃないかと思ひます。そういった場合でも、民間の中小企業におきましては力を合せて協業化をはかり、近代化をはかり、合理化をはかつてがんばつていこうという機運にあると思つてあります。さらにまた、昔からの代々の家業といふものもありまして、またその地域ではそれだけが産業だといふものもありまして、そういった意味で、中小企業の連中はそれなりに力を合せてがんばつておるといふのが現状でありますから、どうかひとつ大臣におかれましては、今後の特恵関税実施の事態、これを十分に見ていただいて適時適切に手を打ち、そしてまた民間のそういったような動き、これに對しては、よしよかった、応ずる、そういった気持ちでいていただきたい。このことを強くお願いいたしておるものでございます。

○福田國務大臣 特恵関税は、それ自体としてもわが国の中小企業にはかなり影響があるのであります。万が一これが乱用されるといふようなこと、つまり第三国の巨大な資本が低開港国へ出向いていって、そこで企業を興す、その品物がわが日本

○福田国務大臣 よろしゅうございます。

○広瀬秀委員 そこで具体的に今度はお尋ねしますが、輸銀使用の問題について、今日まで総理も大蔵大臣もいゆるケース・バイ・ケースだというところで、ほとんど对中国の輸銀のいゆる延べ払い融資、かなり長期の延べ払い融資というふうなものは、ブランド輸出であるとか重機械の輸出であるとか航空機の輸出であるとか、こういうようなことについて今日まで行なわれたためしない、みんな申請してもだめになつてきた、こういうことなんだけれども、これからはもう具体的に民間ベースにおいてそういう点で商談が成立するならば、積極的に輸銀使用を認めていく、こういうお気持ちと了解してよろしいわけですね。

○福田国務大臣 輸銀の使用は、いずれの国につきましてもケース・バイ・ケースなんです。たとえば社会主義国にありましては延べ払い、輸銀使用と、これなんかに対しては延べ払い、輸銀使用ということをやっておるわけなんです。中国

との間にはなかなかそういう話が出てこない、その辺に問題があるんだらう、こういうふうに思うわけであります。とにかくケース・バイ・ケース、これは社会主義国である自由主義国であるにかかわらず、そういう妥当な輸出延べ払いプロジェクトというものが出てくるかこないか、そういう問題だらうと思います。

○浜頼(秀)委員 もうすでに中国におきましては、かなり最近になってイギリス方面あるいは西ドイ

ツ等に対して経済使節団を送つて、航空機の輸入

の計画であるとかあるいはまた化学産業のプラ
ント輸入であるとかいうようなことを、イタ
リアとの間あるいは西ドイツとの間、イギリスと
の間、こういうようなところと盛んに活発に折衝
交渉に入っているというのでありますが、そうい
う場合において、日本がいままでと同じようにた
だケース・バイ・ケース、これはどこの国とやる
場合でもはつきりいえばそういうことなんだとい
うことで、今日日本の情勢は、もう輸銀使用は大
体政府が認めない。ケース・バイ・ケースと口で

は言っておるけれども、これは単なるリップサービスであつて、もうだめなんだ、日本の経済界自体にもそういうものが定着しているんじゃないか。こういうようなものをほぐすために、やはり輸銀使用を、ケース・バイ・ケースであつて、向こうのプロジェクトがしっかりしているものかどうか、こういう場合ならば、もう積極的に許していくんだ、こういうような何らかの一つの転機を国会答弁なり何なりを通じてやはり明らかにしないといふまでもとちつとも変わらない。ちつとも変わらないといふことは、要するにやらないんだということなんです。だから、この辺のところをいふまでもと違つて、日本の経済人も向こうとの間に、そういう輸銀延べ払いというものを十分踏まえた上で折衝ができるような気持ちにさせていくようなやりかたをつくらなければいかぬだろう、そういうふうに私も思うわけですが、大臣はその点について、ただリップサービスでケース・バイ・ケース、これはもう同じなんだ、決してサービスをしないんだというだけであつて、日本の財界人はいまだで行なつていなかった。行なつてもいふつもけ飛ばされてきたという実績等について、そういう考えといふものはもう定着しちゃつてゐるんだ、それを打ち破つてやはり積極的に、バスに乗りおくれるというようにすることは悪いんですけれども、お互いに隣国同士で経済協力、援助、こういうようなものもやつていくというような立場に立つならば、やはり何らか一つの転機といふものをつくらなければならぬところ、今日来ているんじゃないかと思ひますが、いかがでございますか。

○福田国務大臣 輸銀は、自由主義諸国との間でも決してこれは無制限じゃないのです。これは妥協なプロジェクトであつて、そして日本の政府資金を使用してもいいんだといふものについてのみ使用されるという状態でありまして、ケース・バイ・ケースが決して対中共の間だけの問題である、こういうわけじゃないのですか、とにかく中国という国は政治形態が非常に違つてゐる。それ

から、いまでも交流が非常に少ない、そういうようなことで、ケース・バイ・ケースのそのケースに当てはまる機会というものがなかった、これが実情じゃないかと思ひます。そういうようなことで、ケース・バイ・ケースという輸銀資金の運用に関する基本方針、これは変わることはないわけでございますが、問題は、そのケース・バイ・ケースのそのケースに妥協する日中間の貿易、そういうケースが出てくるかこないか、こういう問題だろうと思ひます。

○広瀬(秀)委員 大臣、まだ私の意図をよくわかつてもらへないのですが、これを繰り返して言いますと時間もありませんので、ケース・バイ・ケースといふことだけじゃなしに、もう少し踏み出した積極的な姿勢といふものをひとつこれから具体的に示してもらふように、これは強く要求をいたしておきたいと思ひます。

○堀委員 一点だけ関連して、いまのお話を聞いておると、こちらでこのご話が出ないわけですが、もし日本でもやりたいという話が出たときはケース・バイ・ケースのケースが出るわけですから、そのときにはどうなるのでしょうか。

○福田国務大臣 そのことを言つてゐるのです。そのときに妥協なプロジェクトというか、妥協なケースに該当するかどうかという判断だと思ひ、そういうことを申し上げてゐるわけでありまして。

○堀委員 その妥協だといふ表現が非常に抽象的でございまして、この際、妥協なほうを言つていただいてもいいし、妥協でないのはどういふものかといふこと、ちつとそこを感觸を伺わないと、非常に抽象的な話ではこの問題が一向前へ進まないと思ひますので、妥協でないものはどういふものかと言つていただいてもいいし、妥協なものとはたとえばこんなものかといふことを言つていただいてもいいのですが、そのプロジェクトに対するお考えをちつとお伺ひします。

○福田国務大臣 そのケースの与えるいろいろな他への関連でありますとかあるいはそのケース自体の償還の可能性でありますとか、いろいろの問題

題があるかと思ひますが、そういうものを総合勘案いたしまして、これは妥協なケースであるといふならば輸銀を使用しても差しつかえないんじゃないかといふことでございまして。つまり、妥協なケースであるかないかといふこと、それが問題である、こういうことを申し上げてゐるわけでございます。

○堀委員 確かに、それがたとえば軍事用に使われるおそれのあるものか、そういうことになればこれはまた別だと思ひますが、純粹に、たとえば繊維の、この前ちようど問題になりました、国防プラントが問題になったところ、この問題の発端でございまして、そういうような純民生的な機械、それは何もそういう織物、繊維に關係してゐるだけではないけれども、純民生的なものであつて、そして中国国民の生活の用に役立つことである、あまり軍事目的その他に直接關係がない、さらに、いまお話しした支払い条件なりその他の問題も、これはおそらく西ドイツその他各国がいまやつてゐるわけでありまして、そういう各国の通例の支払い条件、本来日本が初めてやるわけではございせんから、いろいろなものがあると思ひますが、そういうものに合つておるならば一応そういうものを——これは一応仮定の話であります、妥協なものとなす、こういうことになりましようか。

○福田国務大臣 そういうものもありますが、通商政策、そういうものも入つてくると思ひます。いろいろな角度から総合しまして、妥協なケースに該当しますれば支障ないというのがケース・バイ・ケース、こういうことでございまして。

○堀委員 けつこうです。

○広瀬(秀)委員 次に、復帰後の沖縄の関税の問題なんです、けさほど堀委員からも質問があり、昨日も実は質問をしたのですが、これは一体どうなるのか。沖縄は、来年の七月ごろとかあるいは四月とか、日にちは確定しないにしても、いずれにしても返つてくる。その場合に、今日のところ沖縄には関税はない。輸入された物品は、琉球政

府が独自の立場で5%程度の物品税をかけてゐる、こういう状況なんですね。これが復帰と同時に日本の関税法が当然、対なんです。それから、そういう立場では全部日本の関税定率が適用されていくといふことになりまして、これが物価の問題、生活の問題にきつて甚大な影響があるだろうといふことは当然予想されるわけですね。形式的に考えれば、一つの国で二つの関税を持つといふことはおかしい話だけれども、そういう生活の激変緩和といふような立場において、関税面における何らかの便法の措置といふものを考えることはないのかどうか。

それと同時に、それとらへらの關係があるのではないかとわれわれ考えるのが、いわゆる山中総務長官がよく言つておられますコザあたりを中心としたいわゆるフリーゾーン構想といふようなもので、これは一切の関税を免除する、そういうようなことになる。そうしますと、今度はコザから、沖縄のそれそれ本島その他の諸島に物品が出ていくときには、あらためてまた関税がかかるというやうなことになる。たまたま、沖縄復帰後における関税政策、それから自由地域、フリーゾーン構想といふやうなものについてどういふ關係があるのか、そしてまた、大蔵大臣としてはそのフリーゾーン構想といふものに対してどういふお考えをとつておられるのか、この際御見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○福田国務大臣 沖縄の関税問題につきましては、これはまず日本本土と同じ関税領域になる。そういう場合におきまして沖縄に対してどういふ影響があるか、こういう問題だろうと思ひます。そこでその影響といふものは、ただ関税の率が上がった下がつたといふだけの、ことにある特定の品目について関税率が上がつた下がつたといふところだけ論ずべきじゃないと思ひます。広く沖縄の経済状態が一体どうなるか、あるいは所得の状態が一体どうなるか、あるいは総合的な面、それからもう少し範圍を狭めまして関税の領域だ

けに問題を移すにいたしました。開税率が上がるものもあれば下がるものもある。そういうものを総合して考えなければならぬ。ただ牛肉の開税が二〇%上がりました。そこで牛肉だけにいて議論をするというのは、これは少し視野が狭いのではないかと、そういうふうな影響があるからゆる物品についてどういうふうな影響があるか、それそれ全体として国民にどういう生活上の影響があるか、こういうことを開税全体として考える。また同時に、開税ばかりじゃない、消費税の問題もある。いろんな税の問題があります。そういう問題を通じて国民の生活がどうなるか、そういう視野から考えるのが筋だと思います。ですから、肉のことがよく引き合いに出されますけれども、それだけの議論じゃこの問題の妥当な結論というものは出てこないのじゃないか。そういうふうな考えを、総合的にものを考える。そして、その総合的なものの考え方の中において一つ一つの解決策を見出して、こういう考え方をとるべきじゃないかと思ひます。

それからもう一つのフリーゾーンの問題です。これは純粋な香港みたいなフリーゾーン、そういうことは私は考えられないと思ひます。しかし、いま何か特定の、もう少し狭い意味のフリーゾーンというように、これはおそらく保税地帯を設定するかしないか、こういう問題だろうと思ひますが、これもそれだけの必要があるのかないのか、これはなお考えてみる必要があるんじゃないかと思ひます。なおこれは検討はします。検討はしますが、それだけの利益があるかどうか。積極的な利益がどうもありそうもない気がしますが、これはなお検討問題とし、もしこれが何かの、ただいま申し上げましたような総合的な觀察の中の一つの問題として取り上げ得る、こういう問題でありましたらこれは取り上げてよろしい、そういうふうな考えをおわけでございます。

○広瀬(秀)委員 開税局長に。沖縄は、現在は開税はほとんど無税である、こういうようにわれわれ承知しているのですが、どういふぐあいになっ

ておりますか。大ざっぱでけっこうですか。

○谷川政府委員 沖縄の開税につきましては、開税といわゆる日本の内国消費税とが判然と分かれておりません。私も、開税としての機能を果たしているんだと考へて見ますと、輸入品にだけ課税されているもの、これには物品税、砂糖消費税、酒類消費税、葉たばこ輸入税がござります。それから輸入品に課税されているもの、嗜好飲料税など、これが開税的な機能を果たしているものだらうと思ひますが、必ずしもゼロとは限りません。低いことは低いんですけど、ゼロとは限りません。それから大臣もたまたまお話しになりましたように、対本土開税というものがあつて、日本本土から、みそ、しょうゆとかお菓子とかビールとか、安いですから、日本のやつが入ってくるのと困るというので遮断しているものがあります。これは撤廃いたしませんと下がりません。そういうことであります。

○広瀬(秀)委員 開税の問題も、無税あるいは非常に低い税率というふうな開税、類似的消費税、国内消費税というふうなもの、ところがやはり相対的にいへば、日本の開税が適用されるという場合には、非常にこれは税体系全般を通じての問題にかなりますけれども、やはりそういう面での何らかの配慮というものは必要ではないかというのを私も考へるわけで、これは十分全体的な生活激変というふうなことになるように、一般的な要望だけきようは申し上げておきたいと思ひます。

大体以上で、開税率法等の關係の質問はこれで終わります。

○毛利委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○毛利委員長 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

各案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしております。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 所得税、法人税法關係の質問をいたしますが、まず最初に、減税規模の問題なんです。過般の長期答申の一段落ということと、これは減税規模が非常に少ないわけでありまして、数字を申し上げますと、自然増収がことしは一兆四千九百六十五億円見込まれております。これに對して所得税の減税が千六百六十六億ばかりである。こういうことになっておりますが、總体的な減税率が九・三%、所得税だけについていへば一・一%、こういうことであります。全体的な減税規模で四十五年は一・八%、四十四年が一・二・六%、四十三年は特設に低かったわけですが五・八%、四十二年が一・〇・九%、自然増収に對する減税率というものがそういう状況にあるわけなんですけれども、ことしはこれが九・三%でしかない。しかも四十五年で七・四・五%の物価上昇というふうなこともある。経済見通しでは四十六年度は五・五%だと言っておりますが、かりに五・五%としても、物価調整減税というものを考慮すると、いわゆる減税が物価に食われてしまつて面が七百四十億もあるということになります。と、実際に所得税の減税は、千六百六十六億から七百四十億引きますと九百二十億程度になってしまつて、これがかりに四十六年度に四十五年と同じくらしいの物価上昇があると仮定したら、これはなおそれくは一千億ふいになるだらう。大づかみで一千億くらいはふいになるんじゃないか。といふとまきに六百五、六十億くらいの減税でしかないということ、自然増収からいってまことに減税だといふことが言われるわけでありまして、大蔵大臣は、この減税、特に所得減税が足りない、こういうことについてどう考へてございますか。

○福田田務大臣 四十五年度におきまして、ともかく長期答申を完全実施する、こういうことになつたその直後でありますので、減税の数字とすると小さいことが目立つというふうな御感かと思ひます。しかし、これを四十六年度、四十七年度ぐらひは減税をしないで、たとえば四十八年度にまとめて減税をするというふうなことになる、またこれはかなり目立つ減税ができるわけなんです。ありますが、そういうふうな考へよりは、経済の事情も変動するのだからじみちではありますけれども、毎年所得減税というものの取り組んでいったほうがよろう。これはミニ減税だといふふうな御批判を受けることは承知をしておりますけれども、それにもかかわらず毎年毎年減税の努力をしていったほうがほんとうの意味において着実な行き方じゃないか、こういうふうな私は考へまして、今度の減税というものをとり行なうことにいたしましたわけなんです。しかし、ミニ減税ミニ減税といわれまが、とにかく今度の減税は所得税が中心である。しかもその所得税減税の中で給与所得者に對しまして給与所得の控除を三万円も引き上げるといふことまでいたしましたので、決して私はそう一がいに批判ばかり受けるような減税ではないのじゃないか、そういうふうな私の感じを持っております。東畑会長も、これはたいへんかつこうがいい、こういうことを申し上げておりましたが、立案者たる私もいたしましては、精一ぱいのことをいたした、こういう感じでございます。

○広瀬(秀)委員 大臣は高福祉高負担ということについてどう考へになるか。私も、政府のそういう言い方に対して、高福祉のほうはなかなか実現せぬで、高負担だけが進むのではないかと、いふことを主張するわけなんです。高福祉高負担の方向というものは、ほんとうに国民がなるほど高福祉時代に入つたと、いろいろな意味で実感として受けるような施策がどんどん進んで、国民の目の前に、生活の中にそういうものが入ってくる、ということが実感として受けとめられる場合には、私は高負担ということを受け入れることもあるだらう、これは気持ちよく受け入れるだらう、こう思ひます。

それともう一つは、高福祉高負担ということを政府が言う際に、われわれは、その前にまず政府がやるべきことが一つあるのだ。

〔委員長退席、山下（元）委員長代理着席〕

それはやはり、税負担の公平というものをもっと推し進めた段階においてこのことは妥当する、国民に受け入れられやすいことばになるんだ。そういう意味で今日の税負担の公平という角度から言うならば、高福祉高負担ということをまだ言うべき段階ではない。もっと税における公平を実現していくかなければならない、こういうように考えるのですが、今日の税制というものが完全に公平であると大臣は言い切れる自信がございますか、まずその点をひとつお伺いしたい。

○福田田務大臣　まず、高福祉高負担でござい
ますが、これは非常にまぎらわしい言い方であると思
うのです。政治の目標として高負担なんという
のを掲げるべきものではない、こういうふうに思
います。私は政治家として、高福祉社会、これは
目ざします。しかし、高負担、これが政策の目標
であってはならない、こういうふうに思うので
す。しかし、高福祉を実現するためにはどうしても財
政手段を要する。私は負担は軽いほうがいいと思
いますけれども、しかし、それにもかかわらず高
福祉社会を実現するためには金がかかる。

〔山元〕委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、やむを得ず国民にも負担を求めなければならぬという意味においてその負担の増加もついでくる。そういう意味において高福祉高負担ということを御理解願いたい。また願ったらいのじやあるまいか。決して高福祉高負担社会、これが目標であるべきじやない、そんなものを目標にしてはならぬ、やはり高福祉社会をこそ願うべきである、こういうふうに考えます。

それから、その高負担という事態を実現する前に税の公平を実現しなければならぬじゃないかというふうなお話であります。これは私はそのとおりだと思います。現実はどうなっているかというお話でございますが、これは一億国民を相手にい

たします税の仕事でございますから、ケース・バイ・ケースですから多少のことがあるわけです。また、それはいわゆる税の調査にもはつきり出てくるわけでございますけれども、税の通脱ということがありまして頭を痛めておりますが、制度的に見て、私は税の負担の公平というものは確立されておる、かように考えております。

○広瀬(考)委員 税の公平ということは、大臣も原則的にはまさに賛成である、こう言われたわけですから、この租税特別措置により大企業、大資本にきわめて有利な、これはかつては八割近くは大資本。大企業優遇の税制である、こういわれておったわけですが。最近、中小企業やあるいは労働者の住宅建設等に対する税の特別措置というようなことも含めて、幾らかずつ大衆のための租税特別措置というようなものも入ってきておるわけです。しかし、昭和四十六年度は、たしか大蔵省の試算によりますと、この租税特別措置による減税額が国だけで大体四千三百九十四億くらいになっている、昨年は三千八百四十一億で

あったこういうように私は数字を記憶しているわけですね。確かにある程度動労大衆あるいは中小企業に恩恵の及ぶ特別措置も入ってはきておるけれども、やはり大企業、大資本に少なくともまだ六割から七割は帰属する恩恵である、こういうことが大づかみに言えるだろうと思うのですね。そういうものが、昨年の三千八百十億かに対して、こゝしは四千四百億にもなる、こういうことで、

そういう数字をあまり大きくしていないように整理改廃をしていく。政策目的を失いあるいは効果ははっきりしないというようなものを整理改廃して、それに見合う分くらい新しい要請があるなならばそういうものをやってもいいという、その範疇にとどめるべきだということは税制調査会からいわれているわけですね。ところがこしは、それにもかかわらずその面で非常に大幅な租税特別措置の減税額が出ている。

こういう点などが一つの例だし、さらに依然としていわゆるキャピタルゲインの非課税というよ

うなことも含めて、資本家、あるいは個人でも非常な資産家であるという人たちにメリットがきわめて大きく帰属するような租税特別措置というものが行なわれておる。こういうようなことで、勤労大衆にはまだまだ、給与所得税におきましても事業所得者の所得税においても、かなり高負担、過重な負担というものがかかっておる。こういう点でそういう問題について、もっとやはり勤労大衆、中小企業を含めて、そういうものの税負担を軽減するということがまず先である。特に高福祉高負担——高負担という場合にはさらにそう公平の原則というものが、高負担を求める場合にはあくまで公平負担ということが同時にいかなないと、これは非常に国民の不満の大きな原因にもなる。こういうことで、今後さらに中小企業あるいはサラリーマン減税、こういうようなものを重点に所得税減税をやっていかれる気持ちが多量にあるだろうと思うのですが、いまも大臣ある程度答へられたのですが、その点について大臣の率直な見解をお聞かせいただきたい。

○福田国務大臣 広瀬さんは、いまの特別措置を特にとらえまして税制が平等でない、こういうようなお話ですが、どうも機械的、教字的平等、それがほんとうの意味の平等であるか、こういうことを考えざるを得ないと思うのです。やはり社会的妥当性というものがほんとうの厚みのある平等、こういうことじゃないか、こういうような感じがするわけでございます。

特別措置というものは、特殊の階層に対して恩恵を与える、こういうことをねらっておるわけじゃないので、それ自体がそれ自体の目ざすところの政策目標というものを持ち、それが社会全体を築き上げる基礎になる、そういう観点に立っての特別措置であるわけであります。これは税のほうばかりではない、その辺、広く歳出の面においてもとられているわけです。決して弱いもの、小さいものが、何というか、冷遇されておる税制というふうには考えません。むしろ、そういうふうな特別の配慮をいたしていこう、今日、税制の關係

を見ましても、中小企業の税制、これなんか、あるいは所得税法においてもそうであります。また、法人税法においてもそうであります。そのように特別の配慮をしておる。あるいは寡婦でありますとか老人でありますとか、そういう方に対してしましても特別の配慮をいたしておりますとか、いろいろきめこまかい配慮をいたしておるわけで、そういう数字や機械的な平等というものでなくて、もう少し幅のある、厚みのある平等というか、社会的妥当性というものを考えて初めてほんとうの意味の社会的公平というものが実現されるのではあるまいか、そういうふうに考えておるのです。そういう意味において、今日の税制というものは、私は公平原則というものが貫かれておるといふふうに考えております。ただ、小さいもの、弱いものの立場、これはこの上とも尊重しなければならぬ、特別に力を添えなければならぬ、国としての責務である、そういうふうに考えますので、今後ともそういう方面の施策につきましては、国の歳出入の面においてもとよりでございますが、同時

に、税の面においてもそれを進めていかなければならぬ、こういうのが私の考えであります。

○**広瀬泰久委員** 大臣のお考えを伺ったわけですが、けれども、前々からこの委員会では税法のたびに問題に出されているキャピタルゲイン課税の問題ですね。昨年もこの委員会では問題になったわけでありました。某電機の社長が株の上場をして四十二億円のキャピタルゲイン所得があったということなんです。これが税金が一文もかからぬのだ、こういうようなことなどについても、これはよその国でもかなり、事務的な面での困難はあるにしても、そういうものに対する適正な処理を通じて、そういうものに対して課税をしているというようなことが例としてあるわけですね。そういうものに対して、日本ではこれが全く野放しになっているというように、一体大臣は、そういう点でどういうようにお考えになりますか。

○**福田国務大臣** 去年赤井電機のケースがありましたが、けれども、ああいうものは、私も大蔵省と

して税制のねらいとすべきところではない、こう
いうふうな考えまして、その是正を考へてお
つたのです。四月一日からその是正を充足しよ
うというその直前においてダイエーの問題があつて、
まことにこれは残念なことだと思つたのです。しか
し、あれは税法が考へておることじゃないので、
むしろあつたことは排撃をしてゐるわけなん
です。ただ、処置がおそかつたというように
事志とたいへん違つた結果になりました。遺憾に
存じておりますが、あの問題の処置、それは四月
一日から是正をされる、こういうふうな御了承願
いたいのではありません。ああいうようなケースが税
法のねらつておるところではないけれども、税法
にも穴があります。その穴をどういうふうなふさ
ぐか、こういうことにつきましては、今後とも気
をつけ、また皆さんからも御注意いたして誤り
なきを期していきたい、かように考へております。
○広瀬委員　そこでダイエーの問題は別とい
たしまして、将来キャピタルゲイン課税というも
のを検討して、諸外国の例もあるのですから、日
本もこれは絶対にできないというものではないだ
らうと思ふのです。そういうものについて課税を
なし得る方向へ検討されるという気持ちがあるの
かどうか、そのことだけひとつ聞いておきたいと
思ひます。

○福田国務大臣　キャピタルにつきましては、い
ろいろな学問上また税理論上議論があります。キャ
ピタルといへども、これは労力の成果、その積み
重ねではないが、これを特別に見るのとはどうかと
いうような議論もありますが、どうも社会的、客
観的に見まして、その年々の勤労の所得、それと
それがかりに積み重ねられたにいたしまして、
キャピタルとしての社会的処遇を受けるという
資金、これとおのずから違つたものがあるよう
に考へられるのです。ただ、資金というものは、
資金、労働、土地、これは経済の三要素だとい
ふうにいわれるくらいに大事な経済を動かすエネ
ルギーです。ですから、これをあまりいじめる
ということもなかなかむずかしい問題かと思ふので

す。産業を興し、国を興す一つの大きな力である。
そういうようなことに着目をするときに、これを
あまりにいじめて、その蓄積なり、資産というも
のができにくい状態に社会というものをすると
いうこと、これについては注意する必要がある
が、その辺は相対的な問題だと思ふのです。こ
れがあまり行き過ぎてはまずい、しかし同時に、
これが全然野放しにされておつて、社会的な批判
を受ける状態もよろしくない。そういうような見
地から、四十五年度税制におきましては経過的な
時限的な措置がとられたわけでありまして、この
時限的な措置が終わるといふ段階におきましては、
そのときの客観的諸情勢をにらみまして、その時
点における社会的妥当性のある措置をとる、こ
ういふふうな考へ方をいたしておるわけであり
ます。

○広瀬委員　私も何も、資本蓄積というものが
経済発展のやほり基礎にあるのだということ
ありますから、特段に色目をもつてキャピタルゲ
インに対して特に重課しろということではないに
少なくとも一般の所得と同列に扱つてもいいだ
らうということであつて、これはひとつぜひ前向き
でやはり検討していただきたいと思ふわけ
です。というのも、所得税減税にたいしていつも問題に
なりますのは課税最低限の問題――今日長期答申を
大体実現をした。そして税率も課税最低限も、か
つての五人家族で百万という目標は一応できた。
今度は四人家族でひとつ考へていこうというよう
なことになつて、ことしもさらに、四人家族で九
十六万三千七百二十七円という課税最低限が実現
したわけでありまして、私も、この課税最低限
というものはやはりまだ低い、こういう考へを持
つわけなんです。それといふのは、過般、四十五年
平均の家計調査報告が総理府統計局から出されて
おるわけですから、これで見ますと、一位から五分
位までの所得階層別の第二分位の場合、これは第
一分位の一層低い低所得の階層の上の階層です
ね。その平均家族数が三・七三人である、世帯主
の年齢が三十七・七歳である、こういうことであ
りますが、その数字で見まして四十五年の一カ月の

消費支出が六万九千四百二十一円だ、こういうこ
とになつてゐるわけですから、この階層では一五％
くらい消費支出が前年よりふえておりますから、大
体四十六年度では平均七万九千八百三十四円くら
いになるのではないかと、これは一五％四十五年より
もふえると思つた場合、こういうことになります。
そうしますと、年間消費支出がこの比較的貧しい
低所得階層で年間九十五万七千八百円、こういう
ことになつてゐるわけでありまして、これを平均的な第三
分位で見ますと、四十五年の一カ月の平均支出が
七万八千八百四十五円、年間では九十四万六千
四百円でありまして、これを、一三・四％というの
が四十四年度の数字になつておりますので、かり
に一三・四％ふえたと仮定してみますと八万九千九
十五円になる。これを年間にならしてみますと百六
万九千四百四十円くらいになる。これは第三分位で
すから、きつめて平均均等だといふことが言えるだ
らうと思ふし、先ほど申し上げた数字は低所得階
層だ、こういうことが言えるわけでありまして、そ
れとことしの昭和四十六年度改正案による夫婦及
び子供二人といふことで九十六万三千七百二十七
円という数字と突き合せてみますと、この二分
位の場合に三・七三人ですから、大体これはとん
とんに見合ふといふことだと思ふのです。そう
して見ますと、やはりこの消費支出がこういう状
況だと推定されるならば、四十六年度の税制改正
としては第二分位の低所得階層のところをどうやら
カバーしたといふだけだ、こういうふうに見られ
るわけですね。

だからそういう点から見ると、まだこの課税最
低限は引き上げねばならぬだらう。こういうこ
とであります。その点について、いま数字をこま
かく申し上げましたけれども、これはおおよそ間
違ひのない数字だと思ふのでありますが、そう
だとするならば、課税最低限のあり方として、ほん
とくに第二分位あたりのところをやつとことんと
んに見たといふ程度なんです。これはやはり、
大蔵大臣がよく言われるゆとりある家計、そのゆ
とりあるといふこととかなり貯蓄もできるという

ようなことにはならぬのではないかと。したがつて、
この課税最低限はまだちょっと低過ぎやしないか、
こういうふうに言えると思ふのでありますが、い
かがでございますか。

○福田国務大臣　課税最低限は高ければ高いほ
どいいことなんです。それには間違ひはございま
せん。ですから、なるべく高いところを持ってい
きたいと思ひますが、さてその目標、基準とい
うものは一体何なんだ、どこに置くのだといふこ
とになると、一番大きな指標となるものは国際水準
だと思ひます。国際社会に比べてわが日本の課税
最低限といふものがどうもまだ低いのだといふこ
とであれば、その国際水準に近づけるという努力
をする、これは筋の通つた見解だ、こういうふう
に私は思ひます。課税最低限をどこに置くかとい
ふ問題は、国際水準が一つ。

それからもう一つは、その国の生活を取り巻く
諸環境、また財政力、そういうものが一つの
考へ方の指標になると思ふのです。財政にゆとり
があるといふ状態でありまして、何も平均の
家計所得にとらわれる必要はございません。も
つと高いところまで持つていって、無税国家を実現
するといふことも私はいいと思ひますが、問題は
そうじゃなくて、やはりそのときどきの現実の財
政の状態、それから生活を取り巻く諸環境、
そういうものをとらえて、そしてそれをにらみ、
かつ国際水準、とにかく国際水準並みには最低の
生活も保障しなければならぬ、こういうふうな考
えられますので、その辺、そういういろいろなこ
とを考へながらやるので、あつて、平均的な家計
支出といふことのみを目標にするといふことはい
かがなものであらうか、こういうふうな考へるわ
けであります。
しかし、それはそれといたしまして、課税最低
限が高ければ高いほど国民は喜びになるわけ
であります。ゆとりのある家計になるわけであ
ります。ですから、それを目標にし、目ざして、毎
年課税最低限を引き上げるように努力してい
きたい、かように考へます。

○広瀬翁委員 大蔵大臣おっしゃったことは、おっしゃった限りにおいては理解できるのです。私はわざわざ消費支出の問題を、特に第三分位、第二分位というような二つの例を引きながら言ったわけですが、第二分位というのは平均的レベルよりもかなり低い所得の層なんです。その消費支出というものと課税最低限がようやくとんである。第三分位でとつたら、何万円か消費支出の中に食い込んで税金を取るという形になっておる。そういうものであつてはならないということが一つ、税理論として言える。生計費に課税せずということからいえば、そういう面が一つ言えるのではないかという問題があるのです。それに対して大臣は、そうはおっしゃるけれども、上かつて高ければ高いほどいいということとはわかるのだが、国際水準というものもあるではないか、こうおっしゃったわけです。ところが、その国際水準という場合に考えなければならぬことは、これは税制調査会でも各申の中にはっきりいっておるのです。どういふことをいっておるかというところが国の給与所得者は、いわゆる蓄積資産にきまつて乏しいということですね。国際水準で課税最低限を比較する際には、いわゆるストックの差、資産の差というものも見なければならぬ、そういうなことがいまの大臣の答弁からは、私は欠落していると思うのですね、その差というものは、やはりゆとりのある、貯蓄の十分可能なもので、これからそういう資産の蓄積というものをやっていけるだけの課税最低限というものをわが国の場合にやらなければならぬ。なるほどフローの面ではかなりいいところに来たが、ストックの面ではかなり劣っているのだ、そういうことは税制調査会でもいわれておるのだから、そのことを国際水準の比較の場合には十分考えなければならぬというところが一つであります。

それからもう一つは、たとえば日本にはこのほかにも税外負担、特に学校教育等について、小学校でも数万円のいわゆる父兄負担が税外負担としてある。中学校ではもっとあるのですが、そうい

うものなどの問題がやはりもう一つ考えられなければならぬし、さらに、生活環境基盤といえますか、そういうものの対する便宜の与えられ方、そういうサービスを国からどれだけ受けているか、というようなものの比較を同時にやらないと、なるほど数字だけ為替レートで換算をして比較して、アメリカとフランスに次いで課税最低限が高くなっている、西ドイツよりもあるいはイギリスよりも高くなりましたというだけでは、私はお答えにならないだろうと思うのです。そういう面を考えるならば、やはりまだまだ所得税の場合に課税最低限を引き上げていくということは、大いに努力をしてもらわなければならない点である。国際水準というものを、先ほど私が申し上げたような観点を含めて言うならば、国際水準にかなりいいところまで追いついてきたということは、必ずしもその数字だけでは私は言えないと思うのです。その辺のところはいかがでございいますか。

食の中でも伸びておるのは副食費で、端的にいえば、これはいいものを買えば高くなる——もちろん野菜が高くなっておるといふ面を無視するのじやありませんが、どちらかといへば副食費が伸びておる。それから一番大きく伸びておりますのは、いわゆる雑費といわれるものの中で教養、娯楽の關係でありますとか、あるいは自動車の關係の経費が、今度はこれはもう三割近く伸びておる。あるいは交際費が伸びておるとか——生活が豊かになつておることをどうこう申すわけじゃありませんが、そういう面にかなり支出がさかれておる。さらに端的に、これは全世界でございしますが、エンゲル系数を見てまいりますと、四十年ごろに三六・二一であつたエンゲル系数が、四十五年になりますと三三・二、この傾向は四十年以来ずっと下がつてきておる。そういういわゆる最低生活という感じの生活費とかなり違つておる生活ではないか。そのことはけっこうなことでありますが、

なしに、事業所得をも含めて、この課税最低限の引き上げということを、このような物価の高騰という状況の中で、明年度においてもやはり課税最低限の引き上げということを中心にして所得減税税というものは続けていく、こういうお気持ちがあるかどうか。この辺のところをすばりひとついい返事を聞かしていただきたいと思うのです。

○福田田務大臣　きのうも参議院におきまして税の論議があったわけですが、その席で、これからやるべきことは税率の改正が必要じゃないかというようなお話でありました。私はそれに対して、余裕があるならば所得減税をしたいのだが、その所得減税のやり方は、いきなり税率改正にいくというのではなくて、当面なすべきことは課税最低限の引き上げ、つまり弱い者、小さい者の立場を尊重するという立場の課税最低限の引き上げが当面のわれわれの課題ではあるまいか、こういうふうに申し上げたのですが、財政に余裕があ

○福田国務大臣 私は、課税最低限が高ければ高いほどそれはいい、こういうふうにいるのです。しかし、平均の家計支出をのみ基準にするという考え方、これはいかがなものであらうか、こういうことを申し上げておるのです。それは世の中の

だからといって消費支出そのものを持つてくるというのは、中身の分析からいって、課税最低限のあり方としてはもっと別の角度があつてしかるべきではないか、こういうことを大臣から申し上げておるわけであります。

りますれば、来年もひとつその課税最低限の引き上げをやってもらいたい、かように考えます。

○**広瀬秀委員** もう一間重ねて聞きますが、いわゆる物価調整減税が、ことし五・五％を基準にして七百四十億ぐらいに相当するという数字が大

移り変わりに従いまして、生活の様式なんかもだんだんと変わってきている。エクスペンシブというか、そういう家計のしかたになっていくわけですね。そういうようなことを考えますときに、課税の最低限、これがだんだんと上がっていくということになって、平均以下はこれは税は負担せぬでいいのだという、その平均という考え方に抵抗を感じるといふことを私は申し上げたのです。

○広瀬(参)委員 確かにそういう消費の高度化というような面はあるし、あるいはまた多様化というようなこともある。しかし、国全体の中で、私はいま特に第二位という比較的低い——まあ五分位の中ならば第三位がちょうどまん中ですから、かりにそれをとったとしても、これは平均的だ、そこまで課税最低限がカバーしなければならぬが、そのことには若干問題があると思うか

蔵省からも出ているわけですね。だから、少なくともこの物価調整減税程度というふうなことではなしに、いま最後におっしゃった低所得層を中心に、した課税最低限の引き上げも考えていきたいということは、そういう意味と了解してよろしゅうございますね。

○福田国務大臣　そういうことであります。

○広瀬秀委員　では、きょうはこの辺で終わっ

○広瀬(考)委員　だから私は第二分位までとつたわけですよ。もう一度そこのところ……。

○細見政府委員　いまのところは計數にわたることでありまして、私から申し上げます。

確かに消費支出は伸びておるのでありますが、その中身をごらん願えれば、もう広瀬委員万々御承知のことではありますが、たとえば主食などであれば二、三%程度しか伸びておりません。同じ主

ら、もつと低いところの数字もあげて、それをよ
うやくカバーしたにすぎないというようなことだ
と申し上げたわけなんです。

もう五時ですから、大臣もお疲れだろう、予後
のからだのようでありますから、あとに質問を保
留いたしまして、きょうはこの辺でやめたいと思
うのですけれども、さらに所得税の減税、これは
給与所得はもちろんでありますが、それだけでは

ておきます。

○毛利委員長 次回は、明十二日金曜日、午後三時理事會、午後三時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時五十九分散會